

[https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/895175/domestic-abuse-private-law-children-cases-literature-review.pdf](https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/895175/domestic-abuse-private-law-children-cases-literature-review.pdf)

英国司法省

面会交流等離別後の子の養育に関する裁判の評価報告書に関する文献レビュー  
**Domestic abuse and private law children cases**  
A literature review 2020

【4, 5, 6, 7, 10 章抜粋翻訳】

仮訳：日本弁護士連合会 両性の平等に関する委員会

目次 / 表のリスト

1章 要約

- 1.1 子どもと親の、離別前後におけるドメスティック・アビュース（以下D Aという）の経験
- 1.2 D A加害者とのコンタクトをめぐる親と子どもの経験
- 1.3 D Aの主張及び裁判への子どもの参加に対する裁判所と専門家の反応
- 1.4 被害者/サバイバーと子どもの家庭裁判所手続での経験とこれに対する見解
- 1.5 実務指針 12J の実施
- 1.6 コンタクト命令の強制執行

2章 イントロダクション

3章 調査の方法

- 3.1 質的保証
- 3.2 限界

4章 D Aの形態と発生率

- 4.1 イントロダクション
- 4.2 D Aとはどういうものか?
- 4.3 D Aの発生率
- 4.4 子どもたちのD Aの経験

5章 D Aの状況での子育て

- 5.1 虐待親の養育実践はいかなるものか?
- 5.2 D Aがある状況での母親の育児の経験

6章 D A加害者とのコンタクトに関する親と子の体験

- 6.1 イントロダクション
- 6.2 母親の経験—D Aを行う父親との別居後に行われた子どもと父親のコンタクトについて
- 6.3 虐待的な親との別居後のコンタクトによる子どもの経験、リスク、結果
- 6.4 D Aを行う親との別居後のコンタクトに関する子どもの見解

7章 親と子どもの家庭裁判所における経験

- 7.1 私法上の子の手続でのD Aに対する家事司法制度の対応に関する研究の概要
- 7.2 D Aの主張に対する裁判所や専門家の反応
- 7.3 裁判手続や決定への子どもの参加に対する裁判所と専門家の反応
- 7.4 虐待を受けた被害者/サバイバーの家庭裁判所手続に対する見解と経験
- 7.5 家庭裁判所の決定への参加に関する子どもの意見

8章 特別措置と虐待的な反対尋問

- 8.1 イントロダクション
- 8.2 特別措置
- 8.3 虐待的な反対尋問

9章 実務指針 12J の実施

- 9.1 実務指針 12Jの背景と沿革
- 9.2 裁判所はD Aをどう認知するか?
- 9.3 主張された虐待と子の処遇/コンタクトとの関連性の決定
- 9.4 事実認定のための聴取の割合

- 9.5 事実認定のための聴取を行う決定
- 9.6 合意命令
- 9.7 事実認定のための聴取及び/または最終福祉決定までの暫定コンタクト
- 9.8 事実認定のための聴取の実施とその結果
- 9.9 DAが証明されたり認められた場合の将来リスクの評価
- 9.10 リスク軽減のための介入
- 9.11 福祉的決定の判断
- 9.12 DAのある事件でいかなる命令が出されるか?
- 9.13 直接のコンタクトが命じられた場合の子どもと非虐待親の安全保護
- 9.14 実務指針12Jの適用の一貫性

## **10章 コンタクト命令の強制執行**

11章 1989年児童法91節14の命令（申立禁止命令）

12章 結論

## 4. DAの形態と発生率

### 4.1 イントロダクション

レビューされた調査は、DAが一般の人々の間に広く流布していることを報告している。それは子どものいる家族の方が多いし、家庭裁判所の私法上の子の手続においては、不均衡なほど高い割合を占めている。DAを経験した子どもや親への影響とその経験を理解するために、この章ではDAとはどういうものかと離別の前後でそれがどの程度起こっているかを検討する。

### 4.2 DAとはどういうものか？

最近まで「ドメスティック・バイオレンス (DV)」という言葉が、今は「ドメスティック・アビューズ (DA)」と呼ばれるものに用いられてきて、一般に、成人の親密な関係で身体的暴力をふるうことを含むと考えられてきた。近年、DAは心理的、情緒的、経済的虐待を含む、最近では、威圧的で支配的な虐待を含むと理解されるようになった。これらの異なる態様の虐待は、米国では1970年代と1980年代以来、被害者/サバイバーとともに活動する人々によって認識されてきていた (Stark, 2007)。Duluthの「力と支配の車輪」は、多様な虐待を表している (付録B参照)。2012年に政府共通のDAの定義に、威圧的で支配的な言動が取り入れられ、2014年に実務指針12Jがその政府共通の定義を反映したものに改正された。2016年には威圧的で支配的な言動の犯罪がイングランドとウェールズにおいて、2015年重罪法に取り入れられた。

実務指針12Jで「威圧的言動 coercive behaviour」は、「被害者に危害を加え、罰し、恐怖させるために行われる、攻撃 (assault)、脅迫 (threats)、侮辱 (humiliation)、威嚇 (intimidation) その他の虐待 (abuse) の行為 (act) もしくはその行動パターン (pattern of acts)」とされている (パラ3)。

「支配的言動 controlling behaviour」は「人を支援源から隔離し、彼らから自立・抵抗・避難・日常行動を律するのに必要な手段を奪うことによって、従属ないし依存させるよう仕向ける行為もしくはその行動のパターン」と説明される (パラ3)。

威圧的支配は、4つの広範な戦略と結びついていると考えられている。加害者が用いる4戦略——つまり、身体的暴力、威嚇、隔離、支配——の一部または全部は「持続的な行動パターン」の組み合わせからなる (Coy, Perks, Scott, and Tweedale, 2012, p22)。身体的暴力は、いつもあるとは限らないが、威圧的支配の加害者がほかの支配手段を強化するのに用いられる。そうすれば虐待者は頻繁に身体的暴力に訴えなくて済むからである。一部の虐待者が深刻な暴力を加える傍ら、他の者は軽度の暴力を頻繁に用いるかも知れないが、それが累積することで被害者には特に破壊的な影響をもたらす (McLeod, 2018; Myhill, 2017; Stark, 2007)。虐待者は、被害者を脅迫、監視、

貶めるなどして威嚇する (Home Office, 2015; Stark, 2007; Women's Aid, 2016)。監視による威嚇はストーキング、電話の盗聴、被害者のメールやテキストメッセージを読む、ソーシャルメディア上の通信をモニタリングする、その友人を問い質すことを含む。多くの加害者が「嫉妬にかられた監視」だとして、被害者の動きをチェックし頻繁に不貞の言いがかりをする (Coy et al., 2012)。虐待者は被害者を馬鹿にし、侮辱し、恥をかかせる。例えば、被害者をこき使い、貶めたり、被害者の人間性を奪うようなルールや行為を強制し、彼らに話すことを禁じて、被害者の面目を失わせ、辱め、屈辱を味わわせたりする (Home Office, 2015; McLeod, 2018; Stark, 2007)。威圧的に支配する虐待者は、被害者を「自分の方が気が狂ってしまったのではないか」と思わせてしまうこともある (映画の題名から「ガスライティング gaslighting」として知られている)。

*身体的な暴力はそれほどでもなかった。精神的な虐待がよりひどかった。彼は、私の心をずっと操作して、何もかもを振じまげて、私に自分の気が狂っていくと感じさせた。・・・確かに私がそれをやった、あなたがやったのではなく、と私は考えた。でも私は、それをやった。でも、彼は、…私をそんな風に考えさせて、そうやって私をコントロールできていた (Fam 37) (Thiara and Humphreys, 2017, p140)。*

隔離とは、「(D Aを) 打ち明けさせず、依存させ、独占的な所有権があると表明し、彼らのスキルや資源を独占し、彼らが助けや支援を得ないようにするために」用いられる。例えば、女性が働くことを妨げたり、交通機関や通信手段を利用できないようにしたり、家族や友人に電話したり訪問することを禁じたり、警察への通報や医療その他の支援へのアクセスをさせないようにすることがこれにあたる (Stark, 2007, p262)。

虐待者の戦略の中心にあるのは支配 (コントロール) である。「虐待者に従うよう女性を直接仕込むための一連の戦略」は女性の生活を細かく管理し、抵抗や逃亡を防ぐことである (Stark, 2007, p271)。コントロールは、日々、女性が何を着て、どう家事をするか、テレビで何を観るか、という詳細を統制すること、そして、食べ物、睡眠、お金やその他の資源を奪ったり、アクセスを制限することを含む。これにより、被害者は、この高過ぎるうえ変わり続ける (加害者の) 期待に応えられなければ自身や子どもの安全が危殆に瀕するという常時不安な状態に置かれてしまう。それは「卵の殻の上を歩く」ようなことと喩えられる (Coy et al., 2012)。

このような戦略の組み合わせで、被害者は罠に嵌められる経験をする。その罠からは、女性の日常生活や子育ての実践の中に虐待が組み込まれた、「ジェンダーに根差す虐待的な家族の秩序」が立ち上がる (Morris, 2009)。虐待の威圧的・支配的な戦略は継続的・累積的な影響を持つため、現実には、身体的暴力の合間に「通常の」家庭生活を想定することはできず、被害者に自律的な活動や意思決定の余地はほとんどもしくは全くない (Hunter, 2006; Stark, 2007)。

女性も男性もD Aの加害者になりうるし、被害者/サバイバーにもなり得る。しかし、多くの調査と統計的エビデンスは、男性から親密な女性に対して行う暴力の方が、より発生率が高く、持続性があり、深刻で、影響が大きいことを明らかにしている(Hester, 2013; Holt, Buckley and Whelan, 2008; Myhill, 2017; Office for National Statistics (ONS), 2018; Stanley, 2011)。公的統計は女性と男性に対するD Aの規模を過小に見積もっているが(ONS, 2018), いくつかの関連するパターンが現れている。2018年3月に終了する年度において、D A被告事件の被告人の92%が男性で、被害者の83%が女性であった(ONS, 2018)。同年度中のD A相談電話のおよそ95%は女性によるものであった(ONS, 2018)。

男性の被害者が多いと報告しているイングランド・ウェールズ犯罪調査(CSEW)などの集団調査では、行動による影響や意図、さらに威圧的な支配を測定せず、行為自体を測定する「葛藤戦術尺度」のバリエーションが使用される傾向がある(Myhill, 2017)。

「研究によると、威圧的支配的行動を考慮に入れると、男性と女性の被害経験の差はもっと大きくなることを示唆している」(ONS, 2018, p8)。犯罪概観(The CSEW)も、被害者が「反撃」や「仕返し」をした事案で、もともとの加害者を被害者として計上している可能性がある。D Aの程度、深刻さと影響には、性別による質的な違いがある。D Aの男性被害者に比べて、女性の方が、より高いレベルの恐怖、精神衛生上及び情緒的な問題を経験しやすく、繰り返し被害を受けたり、威圧的支配的行動に従わされやすい。また、彼らは男性のD A被害者よりも、はるかに性的暴行を受けたり、重傷を負ったり、殺害される可能性が高い(Hester, 2013; Holt et al., 2008; Myhill, 2017; ONS, 2018; Radford and Hester, 2006; Stanley, 2011)。

家庭における殺人被害者の大部分は女性である(Holt et al., 2008; ONS, 2018)。イングランドとウェールズでは、毎週平均2人の女性が現在もしくは元のパートナーに殺害されており、その数は近年ほとんど変わっていない(House of Commons Home Affairs Committee, 2018)。威圧的支配は、女性殺害の最強の指標の一つである(McLeod, 2018; Smith, 2018)。女性は、別離以降、より重大な、親密パートナーの危険にさらされる。別離は親密な関係で女性の殺害を引き起こす主要要因の一つである(Brownridge, 2006; Harne, 2011; Thiara and Harrison, 2016)。

### 4.3 D Aの発生率

「D Aはわが国で最も広くいきわたり、最も危険な犯罪である。…2017年3月末に、イングランドとウェールズで200万人近くものD A被害者がいた(House of Commons Home Affairs Committee, 2018, p6)。WHOは欧州の女性の25%が親密な関係のもとで身体的もしくは性的暴力を受けていると推定している(Callaghan and Alexander, 2015)。威圧的支配の発生率については限られたデータしか存在しない。SafeLivesは、D Aの英国における事件に関する最大のデータセットを集積しているが、それによると、D A被害者の82%が加害者からの「嫉妬と支配的言動」を報告し

ている (Macleod, 2018)。

一般に、パートナーと別れば虐待は終わると考えられている。しかし、幅広い方法論と母集団を対象とした数多くの統計や調査研究<sup>1</sup>は、D Aは別居時および別居後に始まり、その後継続し、深刻度が増すことを明らかにしている (Brownridge, 2006; Buchanan, Hunt, Bretherton and Bream, 2001; Harne, 2011; Holt et al, 2008; Morrison, 2015; Thiara and Harrison, 2016; Women's Aid, 2016)。最近の調査では、D Aを受けた女性サバイバーの90%以上が、別居後に虐待を経験していることが明らかとなった (All-Party Parliamentary Group on Domestic Violence (APPG on DV), 2016)。交際中の加害者による威圧的・支配的な行動は、離別後のD Aの主な予測因子となっている (Brownridge, 2006; Harne, 2011; Macleod, 2018; Morrison, 2015)。

レビューされた研究結果と推定値によると、私法上の子の事件におけるD A主張の割合は、一般の人々におけるよりもかなり高く、調査結果と推定値の範囲は、49%から62%となっている。大半の事案では、加害者とされたり証明されたのは父親であった (Cafcass 及び Women's Aid, 2017; Harding and Newnham, 2015)。表4.1は、子の処遇/コンタクト事件のサンプルでのD A主張と認定 (入手可能なデータによる) に関して、英国の事件記録の分析から得られた定量的な知見と、質的研究から得られた推定値を示したものである。

表 4.1 子の処遇/コンタクト事件のサンプルにおけるD Aの発生率<sup>2</sup>

出典	発生率
Hunt, Macleod and Thomas (1999)	51%
Buchanan et al. (2001)	50%
HMICA (2005) (Cafcassのケース)	> 70%
Aris and Harrison (2007)	63%
Perry and Rainey (2007)	50%
Hunt and Macleod (2008)	50%
Cassidy and Davey (2011)	53%
Harding and Newnham (2015)	49%
Cafcass and Women's Aid (2017)	62%

#### 4.4 子どもたちのD Aの経験

D Aのもとで生きる子どもの経験とその根深い影響については、以下に述べるように、1970年代初頭から、多くの臨床的・研究的知見や文献が蓄積されてきた。しかし、裁判所、専門家、政策立案者がこうした経験と影響についてある程度認識するようにな

<sup>1</sup> 全国的な世帯調査、犯罪調査、アンケート調査、子どもや若者を対象とした混合研究法などがある。(原文脚注番号は6、以下同)

<sup>2</sup> これらの研究のサンプルサイズと方法については、付録Aを参照のこと。

ったのはここ 20 年のことである (Barnett, 2014)。D A が子どもに有害であることは、今は法律や実務指針 12J で認められている。児童法 1989 年法第 31 節 (9) は次のように定める：「『危害』とは、虐待、または健康や発達を損ねることを意味し、例えば、他者に対する虐待を見聞きすることで受ける傷を含む。」この条項は、児童法 1989 年法の 31 節 (9) に、養子と子ども 2002 年法の 120 節によって挿入され、2005 年 1 月 31 日に施行された。それは、英国政府の 2000 年に始まった「コンタクトを機能させる」協議のなかで、D A に対する安全対策の強化を求める人々と、そのような対策に反対し、コンタクト実施措置の強化を求める人々との間の、妥協点を示したものである (Lord Chancellor's Advisory Board on Family Law: Children Act Sub-Committee, 2002; DCA, DfES and DTI, 2004)。

実務指針 PD12J のパラ 4 は以下の通り規定している：

子どもが D A を受けているか、両親の一方が他方に暴力を振るっているのを目撃しているか、D A が行われている家庭に住んでいるにかかわらず、(子どもが幼すぎて行為を認識できない場合であっても)、D A は、子どもにとって有害であり、かつ／あるいは子どもを危険にさらす。D A が行われている家庭に暮らす子どもたちは、身体的、心理的、精神的に直接的被害を受けることがある。また、D A によって両親のどちらかまたは両方の育児能力が損なわれている場合には、間接的にも被害を受ける。

D A の子どもの経験に関する文献は、心理社会学的研究、児童保護や健康記録の研究、実務家や専門家を対象とした研究、臨床研究、回顧的・縦断的研究、親や子どもの証言など、膨大な情報源に基づいている。以下の議論は、2008 年以降に発表された D A における子どもの経験に関する最大の文献レビューを引用している。この最大の文献とは、Callaghan and Alexander (2015)、Harne (2011)、Holt et al (2008)、McLeod (2018)、Stanley (2011)、Smith (2018)、および元の実証研究についてレビューを行ったものである。特に明記しない限り、これらの研究はイングランドとウェールズで実施されたものである。

この文献によると、子どもたちは、相互に連鎖し併発する形で、D A に直接関わりその影響を受けているため、D A の「目撃者」や D A に「さらされた」と表現するよりも、D A を「経験した」と表現し、子ども自身が被害者であると表現するのが最も適切であるとされている (Callaghan, Alexander, Sixsmith and Fellin, 2018; McLeod, 2018; Smith, 2018; Stanley, 2011)。

米国の心理学者である Holden は、身体的または言語的な D A にさらされている子どもたちを 10 のカテゴリーに分類しているが、彼は「子どもたちは複数のカテゴリーにわたる暴露を経験している可能性が高い」と述べている (2003 年、p154)。これらのカテゴリーは、出生前の虐待への暴露、母親への虐待への介入、虐待を受けること、あるいは虐待への参加、虐待の目撃や虐待を耳にすること、虐待やその直後の結果を見たり

経験する、暴行について聴くなど多岐にわたる。

多くの研究が、D Aのもとでは、身体的、性的虐待を含む子ども虐待が高率に起こることを明らかにし、D Aと子ども虐待は別個のカテゴリーではとらえられないことを示唆している(Callaghan et al., 2018; Radford and Hester, 2006; Radford et al., 2011; Harne, 2011; Holt et al., 2008; Stanley, 2011)。D Aを経験した子どもたちは、D Aの加害者から直接の身体的暴行や傷害を受けるリスクがより大きく、殺害されるリスクもより大きい(Callaghan et al., 2018; Coy et al., 2012; Coy, Scott, Tweedale and Perks, 2015; Harne, 2011; Holt et al., 2008; McLeod, 2018; Mullender, 2004; Rose and Barnes, 2008)。イングランドにおける深刻な子ども殺害レビューを概観すると、その3分の2の事案で高度のD Aが認められた(Brandon et al., 2009; see also Rose and Barnes, 2008)。

また子どもたちは暴力に巻き込まれたり、それを止めようと割って入って傷つけられる(Mullender, 2004; Radford and Hester, 2006; Smith, 2018; Stanley, 2011)。子どもたちは、加害者の母親に対する虐待の戦略として、彼女を苦しめたり彼女の言動を支配する目的で傷つけられもする(Harne, 2011; Holt et al., 2008; Radford and Hester, 2006)。子どもの情緒的虐待は、計画的にペットを傷つけたり、子どもの持ち物を壊したり、貶したり、あだ名で呼んだり、怖がらせたり脅したり、無視したりすることを含む(Harne, 2011)。

Harne (2011) と Smith (2018)による注目に値する調査レビューは、子どもたちが常に家の中のD Aを目撃するかその他の方法で知ること、そしてこれが少なくとも直接身体的虐待を受けるよりも有害であることを示した。Callaghanら(2018)がインタビューした子どもたちは、家での身体的暴力だけでなく支配と虐待のパターンにも、また母親や彼ら自身やきょうだいたちへのその影響にも気づいていた。:

*オリバー: ママが友達と出かけたがっていたのに、彼はママが出かけるのを嫌がっていたからだと思います.....そして、物を投げつけたり、「お前は出かけるな.....手伝う必要がある」と言ったり、よくわからないけど「掃除や食事を作るのを手伝え」と言ったりしました。(同上、p1560)*

研究により、虐待のある家の子の75-95%が虐待を直接見聞きすることが明らかになってしている。(Hughes, 1992, a US study; McLeod, 2018; Morrison, 2009; Radford and Hester, 2006; Stanley, 2011)。たとえその場にいなくても、子どもたちは暴力があったこと、「父母間の関係、コミュニケーションとふるまいが歪められたこと」に気づく(Sturge and Glaser, 2000, p619; see also Holt et al., 2008; Mullender, 2004)。Callaghan と Alexander は、子どもたちが支配のダイナミクスや巧妙な支配言動に対して世慣れた理解をすることを発見した(2015)。

子どもたちは威圧的で支配的な加害者による母への虐待に、母をたたいたり侮辱したり監視するよう嗾けられて巻き込まれることがある(Callaghan et al., 2018; Coy et al., 2012; Harne, 2011; McLeod, 2018; Morris, 2009; Mullender, 2004; Radford and Hester, 2006; Thiara and Gill, 2012)。子どもたちはまた、母親が継続的に貶され侮辱されるのを観察している。:

彼はただ手で彼女を叩き、彼女に向かって怒鳴り、悪態をつきました。酷いことばかり言って、彼女を本当に傷つけて泣かせ、母は何もできませんでした。私は警察を呼びました。(Mullender et al., 2002, p183 in Harne, 2011 p27)

DA、特に威圧的で支配的な行動のある家の子どもたちが、持続的に不安を経験している可能性があるとする研究もある(Callaghan et al., 2018; McLeod, 2018; Radford and Hester, 2006)。子どもたちの恐怖心は虐待のない家庭で過ごすようになった後もしつこく続く(Sturge and Glaser, 2000, p620)。英国とアイルランドの調査は、「暴力の予感の広がりや彼らの生活を予見できない緊張で満たす」ことを強調した。これを子どもたちは「卵の殻の上を歩く」ようだと説明した(Stanley, 2011, p30)。

「全住民の中で最も苦悩しているかもしれない」(Harrison, 2008, p386)とされるDAを経験した子どもたちが抱える身体、心理、行動、発育、情緒にわたる問題や障害、トラウマについては膨大な数の研究が行われている。例えば、Holtら(2008)は、このテーマに関する文献調査で1,000以上の論文があることを確認した。このような研究をすべてレビューすることは現実的に不可能であるため、以下の議論はこれらの研究の文献レビューに基づく。虐待が子どもに与える影響は、子どもの年齢によって異なる。Harne(2011)、Holtら(2008)、McLeod(2018)、Stanley(2011)がレビューした調査研究によると、乳幼児については、睡眠や食習慣の悪さ、言語やトイレ・トレーニングの遅れ、成長の遅れ、過度に叫んでイライラしたり、不自然に静かだったりすることにより苦痛を示すことがある。恐怖と不安は就学前の子どもに最もよく見られる影響であり、攻撃的な行動、かんしゃく、睡眠障害、おねしょ、悪夢、不安、まとわりつき、言葉の遅れ、食習慣の乱れ、心的外傷後ストレス症状などによって表れる。学童期の子どもたちは、集中力の低下、注意欠陥多動性障害(ADHD)、胃痛や頭痛、達成感の問題などを抱えることがある。また、学童期の子どもたちは、いじめや攻撃的な行動をとる危険性、逆にいじめられる危険性がある。思春期の子どもたちは、怒りっぽく攻撃的になったり、自尊心が低下したり、自傷行為をしたり、うつや自殺願望を持ったりすることがある。また、DAの経験は、アルコールや薬物への依存、不登校や退学など、青年期の非行と関連している。

研究文献によれば、DAの影響は成人後に持ち越され、うつを含む精神保健上の障害、低い自己評価、肥満のような身体的健康、摂食障害、反社会的、犯罪や暴力的言動、アルコールや物質濫用、彼ら自身の親密関係や友人関係における対人関係障害につながる(Callaghan et al., 2018; Holt, et al., 2008; Radford and Hester, 2006; Smith, 2018; Stanley, 2011)。

臨床心理士や研究者の中には、D Aにさらされた子どもは、大人になってからD Aの被害者や加害者になる可能性が高いと主張する人もおり、これは「暴力の世代間連鎖」と呼ばれている（これらの研究の参考文献や批判的な議論については、Wagner, Jones, Tsaroucha and Cumbers, 2019 を参照）。しかし、その後の研究では、この理論はこの問題に関する意見の一致がなく、D Aを部分的に単純化して説明するものであり、子どもや大人へのサービス提供に悪影響を及ぼす可能性があるため、子どもにとって役に立たないことが強調されている（Busby, Holman and Walker, 2008; Wagner et al, 2019）。

威圧的な支配のもとで生活する子どもの経験や、その影響に関する研究が行われるようになったのは、ごく最近のことである。家族間の交流に織り込まれた家庭内の脅迫、威嚇、支配の雰囲気は、子どもにとって逃れることが難しく、子どもの生活は恐怖と暴力の予感に支配される(Harne, 2011; Stanley, 2011)。父親が母親を威圧的に支配している家庭の子どもたちは、母親への絶え間ない虐待にさらされ、家庭内で時間や移動を支配され、経済的・物理的な剥奪、社会的な孤立に苦しめられて、自らも畏に嵌められたという経験をする可能性がある（Dunstan, Bellamy and Evans, 2012, a Australian study; Holt et al, 2008; Katz, 2016; Smith, 2018）。Katz (2016) がインタビューした子どもたちは、親からの関心が限定的で、遊びの機会が制限され、父親から愛情を押し付けられることで影響を受けていた。彼らはまた、パーティーや課外活動への参加が妨げられたり、祖父母やより広い範囲の家族や友人と会うことができず、孤立感を味わった。威圧的な支配を受けながら生活することは、大人の虐待被害者やサバイバーと同様に、子どもにも累積的な影響を及ぼし、母親に対する身体的暴力と同じくらい、あるいはそれ以上に、子どもに情緒的・行動的な問題をもたらす可能性がある（Callaghan et al, 2018; Katz, 2016; McLeod, 2018）。Callaghanら(2018)の研究に参加した子どもたちは、日常のD Aに対処する方法として、常に自分の言動を「あらかじめ考えておかなければならなかった」ため、自分の行動を制約することを学んだと述べている。一部には、D Aの影響に対してより本質的な回復力を持っている子どももいるだろうが、ケアしてくれる大人、特に非虐待親とのサポート的な関係が、子どもにとって重要な保護要因であることが明らかになっている。そのため、D Aの被害者/サバイバーである同居親を支援することは、子ども自身が生き延びるために非常に重要である（Radford and Hester, 2006; Stanley, 2011）。

## 5. DAの状況での子育て

本章では、DA加害者の養育行動に関する文献を検討し、併せてDAの被害者/サバイバーである親の経験についての調査を検討する。研究は、威圧的支配的虐待と養育上の問題——被害親と加害親双方の養育能力を減少させること——に強いつながりがあることを明らかにしている (Dunstan et al., 2012; Holt et al. 2008)。

### 5.1 虐待親の養育実践はいかなるものか？

*DVは、子育てにおいて非常に深刻で重大な失敗を伴うものだ。それは子どもの養育者を保護できないという失敗であり、子どもを精神的に(場合によっては肉体的にも——その場合、児童虐待のあらゆる定義に合致する)保護できないという失敗である。(Sturge and Glaser, 2000, p 624)*

DAを行う母親の子育てを調査した研究は確認されなかった。DAを行う父親の育児実践を調査した研究は、数は限られているものの確認することができた。米国の研究が2件(Bancroft et al., 2012; Holden and Ritchie, 1991)、アイルランドの研究が1件(Holt, 2013)、英国の研究が2件 (Harne, 2011; Radford, Sayer and AMICA, 1999)である。これらの研究結果では、Harne (2011) が他の研究よりも父親の育児の度合いが高いこと以外には、大きな違いはなかった。これらの文献から、以下のような知見が得られた：

- 加害者の養育スタイルは予測可能性がなく、日によって変わる。
- 多くの加害者は、狭量で、権威的な養育スタイルをとり、柔軟性がなく融通が利かず、大変支配的で子どもに服従を求め、命令する。
- 虐待をしている父親は、一般的に子どもや家庭のケアに関与しておらず、非虐待の父親に比べて関与度が低い。但し、Harne (2011)の研究は、一部の虐待的父親が他の研究で見られたよりも多くの育児を引き受けていたとしている。
- 暴力的な父親による直接育児は、特に父親が一人で育児をしている場合、子どもが致命的な危害を被りうる状況であった。
- 虐待する父親は、睡眠、運動、会話や遊びを奪ったり、不適切な行動を意図的に促したりすることで、幼い子どもの基本的な身体的・精神的福祉のニーズを無視し、怠っていた。
- 虐待する父親は、自分のニーズを子どもに満たしてもらいたい権利があるという意識を持ち、自分はそれに報いることはないが、子どもが自分を思いやり、自分のニーズに応じてくれることを期待していた。これは彼らが子どもを「感情的所有物」と見なしていることを反映している。

- 暴力的な父親は、子どもに対して怒りや苛立ちを感じたり、過剰に罰したりする傾向が強く、幼い子どもがどのように行動すべきかについて不合理な期待を持ち、子どもが母親から注目されることに憤りを感じていた。
- 子どもと親密な関係を築けていない加害者の父親は、自身の虐待行為が子どもに対する愛情表現の妨げになっていることを認めず、母親や子ども自身を責める傾向があり、子どもが虐待の影響を受けている可能性を認めない一般的な傾向が見られた。
- 加害者の中には、子どもを侮辱したり屈辱を与えたり、学校の作品やレポート、おもちゃを破壊したり、ペットに危害を加えたり、子どもを家に閉じ込めたり、母親と話すことを許さなかったり、友人が電話をかけたり家に来たりすることを許さなかったりするなどの子どもに対する残酷な精神的虐待行為を楽しんでいる者もいた。

Holt (2015) は、自分の行動が子どもにどのような影響を与えているかを洞察している父親もいるが、彼らが必ずしもその行動を変えようとする意思や必要性を感じているとは限らないことを明らかにした。例えば、子どもの前で元パートナーにナイフを突きつけ人質に取った罪で服役中だった父親は、服役中に行われたインタビューにおいて自分を「良い」親だと表現していた。

DAの加害者である父親へのインタビューを行ったイングランドとウェールズでの最初で最大の研究は Harne (2011)によるものだったが、彼はその中で、暴力を振るった父親の父親としての自己認識と彼らの子育ての実践について調査を行なっている。対象となった父親は全員、継続的なDAの経験があり、DA加害者プログラム (DAPPs) に参加していた。ほとんどの父親は、別居する前は子どもの主な養育者ではなかったが、その関与の度合いは先行研究で示されたものよりも大きかった。父親の中には、母親がフルタイムまたはパートタイムで働いている間、幼い子どもを含む子どもの世話をしていた人もいた。

調査に参加した父親は、「相互の暴力」を主張したり「本当の」暴力を振るっていないという主張によって、自分の暴力を部分的に否定したり、矮小化する傾向があった。

私は彼女を叩いた (*hit*) ことがある。殴ったり (*punch*) はしていません—私は暴力的なタイプではない。彼女を押ししたり、声を荒げたりして、首を絞めようとしたこともある…物を投げたり、電話や写真を壊したり—コップを壊したり—赤ちゃんのコップを壊したり—信じられないかもしれませんが、リモコンを壊したりもしました。(Matt) (同書、p132)

「相互に暴力を振るっていた」という主張は、母親が重傷を負うような暴力を子どもが目撃した、あるいはその暴力に夢中になったと言う父親自身の記述としばしば矛盾していた。さらに父親たちは、自分は「気が短い」のでパートナーや子どもが自分の思

い通りにならないことで「挑発」されたと説明することで、自分たちの暴力や子どもへの影響を正当化する傾向があった。父親の中には、子どもが自分をイライラさせたり、自分が期待する振る舞いをしないことで、子どもがそのような行動を引き起こしたと主張して、幼い子どもへの暴力を正当化する人もいた。

9人の父親が、子どもに対して激しい身体的暴力を振るったことがあると認めた。例えば、「Jim」は、「ベッドに入るのを拒否したときに『強く』叩いた」という理由で、障害のある子どもに対する暴行で有罪判決を受けていた（同書、p141）。また、15人の父親が、物を壊したり投げたり、怒鳴ったり悪態をついたり、母親を傷つけると脅したり、ペットを脅したり、子どもを施設に入れると脅したり、子どもに食事を強要したり、子どもの持ち物を壊したりするなどして、子どもを威嚇したり脅したことがあると認めている。父親の中には、子どもを怖がらせてコントロールする目的で、意図的に子どもに残酷に接したと認める人もいた。例えば、「Phil」はこう言っている：

*最終的には同じ部屋にいただけで十分でした—それだけで精神的な虐待になっていました。彼らは私のことを心底恐れていた—私はただ彼らをちらりと見さえすればよかった...正直言って、私はとても残酷でした—食事の時、私はそこに座って、彼らが本当に嫌いなものを食べさせました。よく泣いていました。私は彼らを完璧以上にしたかったのです。私と同じようにしたかったのです。（同書、p141）*

父親のコンタクトに対する考え方は、子どもを法的に所有しているという彼らの感覚を表している—「俺と子どもの間には誰も入ってこない。なぜなら彼らは私のものだからだ」（Rob）（同書、p141）などだ。「Pete」は、子どもに「会わない」ことを選ぶのは父親の権利だと強調し、「父親は自分の子どもに会いたくないと決めることができる。一方で、子どもが父親に会うのも権利だと思う。また、父親が子どもに会う権利もあると思う」（同書、p144）と述べている。父親の子どもへの愛情が、自分の責任かもしれない暴力や虐待を帳消しにし、子どもとのコンタクトを正当化すると考える父親もいた。また、子どもが自分とのコンタクトを嫌がるのは、自分の行動の結果だと認識するのではなく、母親の不当な影響力が原因だと説明する父親もいた。母親への暴力が子どもたちに影響を与える可能性があることや、父親としての自分のありように関係があることを認める父親はほとんどいなかったが、最終的にはほとんどの父親が、子どもたちがそのことを認識していることを認めるようになった。

インタビューを受けた母親たちは、父親が一人で幼い子どもたちの世話をしているときに、身体的虐待、脅迫、そして「残酷で、しばしば不当な屈辱を与え、幼い子どもたちを極度に支配する」ことを報告している（同書、p140）。また、母親たちは、家にいるときに子どもたちが直接脅迫されたり、精神的に虐待されたりしたことも記述している。

*子どもたちはみんな精神的に参っており、非常に内向的で、神経質で、学校でもうまくいっていませんでした。彼は子どもたちが何もしていないのに怒鳴*

りつけるんですー夜中に起きてトイレに行くのも怖がっていましたがーおねしよもしていましたが、だんだん殴るようになっていきましたー私が家を去るおよそ6ヶ月前、彼は私の一番下の娘を殴りましたー娘は8歳で、その娘が寝ないといって彼は殴ったんです。(Margaret) (同書、p141-142)

Harne (2011, p142)は、「父親たちの証言は、子どもの世話をするようになったことで気遣いや子どもを育む態度が養われるどころか、世話をしている幼い子どもを傷つける機会が増えたことを示している」と結論づけている。

## 5.2 DAがある状況での母親の育児の経験

DAの被害者/サバイバーの父親の育児経験を調査した研究は確認することができなかった。しかし、DAの被害者/サバイバーの母親の経験を調査した研究は幅広く行われている。この調査は、DAの中心的な方向は母親の育児と母子関係への攻撃に向かうこと、そして虐待が女性の子どもの世話をする能力を傷つけうることを明らかにした(Callaghan and Alexander, 2015; Coy et al., 2012, 2015; Holt et al., 2008; Katz, 2016; McLeod, 2018; Morris, 2009; Radford and Hester, 2006; Stanley, 2011; Thiara and Gill, 2012)。継続的な虐待は、母親と子どもとの関係に影響を与え、子育ての能力や母子間の愛着の質にマイナスの影響を与える(Holt et al. 2008)。

### 5.2.1 別居前の母親の育児

いくつかの研究は、妊娠中に虐待が始まったり、エスカレートしたりすることがあり、それ自体が母親と子どもの両方に対する攻撃であるとする(Callaghan and Alexander, 2015; Coy et al., 2015; Radford and Hester, 2006; Thiara and Gill, 2012)。

身体的暴力は、短期間あるいは長期間にわたって子どもの世話ができなくなるほど女性を傷つける可能性がある。しかし、DAの心理的、精神的、情緒的影響は、女性の養育能力をはるかに強力に傷つける可能性がある。DAは、うつ病、不安神経症、自殺行為、自傷行為、PTSD、薬物・アルコールの乱用を含む多くの健康問題の原因となる(House of Common Home Affairs Committee, 2018; Stanley, 2011)。威圧的・支配的虐待の影響は特に無力化を招くもので、克服するのに何年もかかることがある(Radford and Hester, 2006; Smith, 2018)。Nevala's (2017)のEU加盟国(当時28カ国)の42,000人の女性(母親に限らない)へのインタビューを含む、威圧的な支配の発生率と結果に関する研究は、「威圧的・支配的暴力は、威圧的支配を伴わない親密パートナーからの身体的暴力と比較して、被害者へのより深刻な影響と関連している」ことを明らかにしている(同書、p1813)。威圧的支配の包括的で陰湿な性質は、Coyら(2012)がインタビューした母親たちによって、身体的な暴力よりも恐ろしく、無力化するものとして経験されている。威圧的支配を受けた女性は、貶され、

無力感や自尊心の喪失を経験し、自分の選択や決定をする能力に対する自信を失うことがある (Katz, 2016)。家事や育児に無理な基準を設けることは、母親が自分の能力に自信を失う一因となりうる (Radford and Hester, 2006)。

このような経験や影響は、Thiara と Gill (2012)がインタビューしたある母親の話に現れている(2012)：

ただ、外に出たくない、人に会いたくないと思っていました。私はとてもストレスを感じていて感情的にはどこにもしっかりと存在していないような状態でした。体重はどんどん減っていき、拒食症だと言われてショックを受けました。人生を楽しめなくなってしまうました。食欲もなく、眠ることもできませんでした。私の健康状態はどんどん悪くなっていきました。(SA11) (同書、p38)

DAの被害者/サバイバーへのこれらの影響は、彼女らの子育てに重大な影響を与える。Stanley (2011) の文献調査によって「母親の心理状態が育児の鍵を握っており、DVの経験によって落ち込んだり、トラウマになったりした女性は、子育てがより非効率になると報告されている。(これらの研究は) DVを経験した母親の子育てが必ず損なわれるわけではないが、妊娠うつやその他の困難な状況がある場合には、そうなる可能性が高いことを示唆している」(同書、p46) ことが明らかになった。さらに女性は、ストレス、睡眠障害、疲労感、精神的疲労感に苦しむことがあり、これらは単独で、あるいはうつ病や孤立感などの他の問題と重なることで、子どもに対する基本的な子育てだけでなく、子どもに向き合う精神的余裕に影響を与えうる。(McLeod, 2018; Radford and Hester, 2006; Stanley, 2011; Thiara and Gill, 2012)

加害者の主な攻撃対象の一つは母子関係である。文献は、加害者が意図的に母子関係を損ない、歪め、混乱させ、子どもを母親に反発させて、家族内で母親を孤立させるよう自分との同盟関係に子どもを感情的に引き込むことで、家族内での権力と支配を獲得することを明らかにした (Coy et al., 2012; Katz, 2016; McLeod, 2018; Radford and Hester, 2006; Stanley, 2011; Sturge and Glaser, 2000; Thiara and Gill, 2012; Thiara and Humphreys, 2017)。これらの研究では、子どもの前で女性を卑しめたり、軽視したり、批判したり、侮辱したり、子どもが母親の虐待に加担することを促したり、子どもに高価なプレゼント与えたり外出するなどの戦術が、女性の子どもに対する権威とコントロールを育む能力に悪影響を与えると報告されている (Holt et al. 2008)。『私の小さな息子は、ずっと拒絶されている女性を尊敬しなくてはいけないの。息子はこの間、私のことを弱い女だと言いました』(Coy et al., 2012, p26)。

Radford and Hester (2006) がインタビューした母親は、自分の息子が父親に煽られて暴力を振るうように仕向けられたと述べている：

彼(父親)は子どもたちに私を蹴ったり殴ったりさせました。子どもたちは彼

をととても怖がっていたので従いました。息子は私を蹴ったり、顔を殴ったりしましたが、その時父親は強さが足りないと言い、息子に靴を履かせてもっと強くやらせたのです。「Hilary」(同書、p43)

拡大家族でD Aを受けながら生活している女性は、敬意を欠いた扱いを受けていた。あるトルコ人の母親は、家族のためにすべての家事と料理をした後、夫と息子を含む他の家族とは別に、ガレージで自分の料理を作って食べなければならなかったと説明している。(Radford and Hester, 2006)

女性は貶められたり屈辱を受けたりしたことを内面化し、自尊心の低下や自信のなさ、親としての失敗感に苦しむことになる(Stanley, 2011; Thiara and Humphreys, 2017)。Radford と Hester (2006) の 6 つの調査研究に参加した母親の多くは、自分の子育てに自信を失い、精神的に消耗して気持ちが通じ合わないと感じ、子どもに与えるものがほとんどないと感じていた。子育てへの自信に最も大きな影響を与えたのは、「特に、女性が子育てを後押しするための助けやサポートを外部に得られない状況で…父親が母親と子どもの関係を意図的に攻撃すること」であった。(同書、p28)

虐待者は、母親が子どもと一緒に時間を過ごしたり、子どもに気を配ったりすることを妨げることもある(Katz, 2016; Radford and Hester, 2006; Thiara and Humphreys, 2017)。『ママが私に注意を向けているときに、パパがママに自分のところに来るように言うので、ママが私を一人で遊ばせてパパのところに行かなくてはならないことが何度もあった。』(Shannon, 10 歳)(Katz, 2016, p52)

Thiara and Gill (2012) がインタビューした南アジアの女性たちは、拡大家族の共謀のもと、子どもと過ごす時間が全く許されないか、許されたとしてもほとんどなかったと報告している。

私は自分の娘を迎えに行くことさえも許されませんでした。私の義理の家族が家にいるときは娘を抱くことも許されず、一日中台所で働かされていました。おむつを替えるときだけ、私を呼ぶのです。おむつを替えたら義理の母が私から娘を奪い、私は台所に送られました。(SA16) (同書、p33)

Buchanan (2014) は、D A の状況下で乳幼児を育てる母親の経験を研究した。絶え間ない虐待は、「母親と乳児の関係に対する圧迫が起こっている場面に限らず、継続的なものである」ことを意味していた(同書、p44)。「Sally」は、パートナーが彼女の子育てを否定したやり方について『彼は、私が最悪の母親であり、Zack をダメにしている、息苦しくさせていると言いました』(同書、p42) と説明している。14 人の女性は、パートナーのサポート不足、批判、隔離、完璧な家事や育児を期待されることなどに一人で対処しようとした結果、疲労を経験した。パートナーが赤ちゃんに危害を加えるのではないかと心配し、予測不可能な暴発に直面した際赤ちゃんを守るために努力した

ことを語った女性もいた。彼女たちは乳児の物理的なニーズには気を配りつつも、パートナーを常になだめる必要があったため、乳児と心を通わせ、育児を楽しむ時間はほとんどなかった。このことは、母親が乳幼児と関係を築く能力に影響を与え、それが孤立によってさらに悪化する可能性がある。同様に、Radford and Hester (2006) がインタビューしたある母親は、(赤ちゃんの父親によって)『生後 4 週間で母乳を与えるのをやめさせられた... 母乳育児で私が赤ちゃんに全ての注意を向けていたことに嫉妬していた』(Susan) と説明した (同書、p31)。

特に「強制的に虐待を目撃させることが加害者の支配行動の根幹をなす部分である場合」には、母親が子どもを虐待の目撃や体験から守る方法を見つけることは困難であった (Radford and Hester, 2006, p43)。しかし困難ではあるが、母親は、加害者の気分を監視したり、加害者を動揺させないような行動をとったり、加害者を悪化させないように子どもを行儀よくさせたり、子どもを別の部屋や家から離れた場所にいるように確保するなどのさまざまな方法で子どもが虐待を体験しないように守ろうとする (Holt et al., 2008; Lapierre, 2010; McLeod, 2018)。

Thiara and Humphreys (2017) は、DA が母親に与える影響の重要な側面として、別居後の加害者の「不在の存在」を強調している。これは、DA の母親への影響である、自信喪失と子育てスキルの低下、子どもとの関係の傷つきといったことが「すべて密接につながって、離別の前後を通じて継続する」ことを意味する (同書、p141)。このようにして、加害者は別居後も女性と子どもの生活の中にその存在を留める。このような弱体化戦略が母親と子どもの関係に与える悪影響が、別居後にも継続する可能性があることを Thiara and Humphreys (2017) がインタビューした母親は明確に述べている：

彼はとても嫉妬していて、とてもとても嫉妬していて... 彼はいつも私たちの間に入ってこようとしていました。... 彼が食事をしたければ、彼に最初にご飯が配膳されなくてはならなかったのです、大変でした。彼女(娘)にも影響を与えました... 彼女は私が全く尊敬されていないことにももちろん気づきました。そして彼女自身も私を尊敬しないようになりました。私が(夫との)関係を解消したときにも娘は相変わらず私に対して敬う気持ちを全く持っていませんでした。(Fam21) (同書、p141)

英国在住の南アジア系女性は、孤立していたり、通常の育児活動を行うことを邪魔されたりすることで、別居後に自信やスキルを持つことができなかった：

私たちは以前、タワーブロックと呼ばれる高層の公営アパートの最上階に住んでいました。私は家を出ることも、子どもを連れ出すこともできませんでした。私の息子は 4 歳でしたが、一度も外に連れ出したことがありませんでした。子どもの世話について何も知らなかったのです。同年齢の子どもの集まり

に息子を連れて行くのも邪魔されました。避難所に来たとき、私は何も知りませんでした。子どもたちと一緒に道路を渡る方法も知らなかった。自信がありませんでした。(Fam31) (同書、p141)

レビューした文献では、DAの状況下で生きる子どもにとって、非虐待親との関係こそが、最も効果的な保護支援の源泉であると強調されている。そのため別居前から別居後にかけて、非虐待親の子育ての役割を支援することが、母子を保護する最も効果的な方法であることが多い (McLeod, 2018)。

### 5.2.2 別居後のマザーリング（母親の育児）

虐待を行うパートナーとの別居後、母親が生活を立て直し、身体的、精神的、精神的な健康、自信、子育て能力を回復し、子どもの回復を支えることを可能にする最も重要な鍵は、さらなる虐待を受けないことである (Harrison, 2008; Holt et al., 2008)。継続的な虐待はその回復を大幅に妨げる (Davies, Ford-Gilboe and Hammerton, 2009, カナダの研究)。

数多くの研究により、何年も続く可能性のある別居後の虐待の典型的な形態が明らかにされている。その典型的な形態は「ドゥルースの別居後の車輪 (Duluth Post-Separation Wheel)」で表されている (付録C参照)。以下にその例を挙げる：

- 身体的暴力と性的暴行（多くの場合、子どもが目撃している）
- 暴力の脅し
- 言葉による虐待
- 物品の損傷や破壊
- ストーカー行為、過剰な電話、メール、テキストメッセージなどによるハラスメント
- 女性の自宅への侵入
- 警察やソーシャルサービス、女性の勤務先などへの悪意のある申し立てをする
- 子どもを誘拐すると脅したり、実際に誘拐する行為
- 経済的虐待

(Cafcass and Women's Aid, 2017; Coy et al., 2012; Harne, 2011; Harrison, 2008; ONS, 2018; Women's Aid, 2016)。

Coyら(2012)が面談をした女性は全員、別居後の虐待を経験していた。最も多いのはハラスメントだが、身体的・性的な攻撃や脅迫も経験しており、それらは長年にわたって継続することもあった。

彼は嫌がらせやストーカー行為をずっと続けていて、私は悪夢のような日々

を送っています。今年の初めには私の娘にも同じことをしようと思いました。私への行為は5、6年に渡って続いています。3年ほど前に警察に助けを求めましたが、脅迫には当たらないから何もできないと言われました。彼は法律を熟知しているのです。脅迫ではないのですが本当にひどいものです。当初、彼はストーカーのように付きまとい、延々と電話をかけてきたり、私の前にたびたび姿を現して邪魔をしたり、私の行く手を阻んだり、肉体関係には至らないまでもその寸前ギリギリのことをしようとしたり…。彼は何度も私の家に警察やソーシャルサービスを送り込んできました。彼は私の家に来ることを許されていないので、それは彼の代行人を使った嫌がらせなのです。(Erika) (同書、p28)

虐待者への継続的な恐怖と脆弱性が、女性の情緒的な能力を枯渇させ、子どもに対するエネルギーを低下させ、女性が子育て能力を取り戻すことに影響を与える要因であることは多くの文献で明らかにされている(Coy et al, 2015年、Holt, 2017年、Thiara and Gill, 2012年、Thiara and Humphreys, 2017年)。

娘のためにも、私はポジティブでいなければなりません。私が何かに怯えたり、心配したりしている姿を娘に見せたり、そう思わせることすらあってはならないと思っています。娘にも大きな影響がありますからね。娘は安全で危険がないと感じる必要がありますし、今はそう感じています。なぜなら、彼女は以前に起こったすべてのことから離れているからです。先日、彼があなたを探しに来るかもしれないという恐怖を克服したのか、とある人に聞かれました。私は「いいえ、まだ恐怖は残っています」と答えました。そして、それはとても長い間続くと思います。(AC6) (Thiara and Gill, 2012 p144)

父親によって子どもが誘拐されることへの恐怖は、研究文献でよく報告されている(Aris and Harrison, 2007; Coy et al., 2012; Harrison, 2008; Thiara and Gill, 2012; Thiara and Harrison, 2016)。誘拐の脅しは、加害者が他国に家族や社会的つながりを持っている可能性が高いため、多くの黒人・アジア人・少数民族の女性にとって重要な問題だった(Thiara and Gill, 2012; Thiara and Harrison, 2016)。

女性は、交際中に子どもを虐待にさらしたり、家族を「解体」させ、引っ越しを余儀なくさせたり、父親との再会に抵抗したり、子どもを父親とコンタクトさせたりするなどの理由で、自分を責めたり、子どもから責められたりすることがあった(Coy et al., 2012; Holt, 2017, アイルランドの研究; Thiara and Gill, 2012)。

娘は病気なので学校に行けません。彼女は熱があるんです。彼女はずっと病気です。彼女は青ざめていて元気がないように見えます。彼女は顔が赤くなっています。お風呂に入るのも服を着るのも嫌がっています。私が髪をとかしてあげるのが嫌がる。そして私を本当に嫌うんです。彼女は「なぜ私を連れて行っ

たの？私は行きたくなかったのよ。私は行きたくないって言ったでしょ」って言うんです。(SA13) (Thiara and Gill, 2012, p72)

また、子どもたちは、コンタクトから戻ると、怒り、攻撃的、反抗的になることがあり、女性に対処することが非常に困難になることがある。

泊りがけの滞在から帰ってくる彼女は、本当に変わっていて、私の知っている彼女とは違います。反抗的で、攻撃的になることもありますし、無視したり、無礼な態度をとったりします。怒りっぽくて、落ち着くまでに何時間もかかります。(SA4) (同書、p71)

Thiara and Gill (2012) は、D A 下における南アジアとアフリカ系カリブ人の女性の子どものコンタクト経験を調査した。インタビューを受けた 71 人の女性は、避難所に住んでいる人、元パートナーが自分の住んでいる場所を知らない人、元パートナーが服役中の人を除いて、全員が長年にわたって別居後の虐待を経験していた。アフリカ系カリブ人の女性の中には、別居後数ヶ月から数年にわたって別居後の極度の暴力に耐えている人もいた。これらの暴力は子どもに目撃されていた。

調査に参加した南アジアの女性の場合、拡大家族や家族以外の人から暴力を受けることがあった。ある法廷弁護士はこう報告する：

...それは彼と彼の家族に限ったことではなく、他の人たちも、時には匿名で、嫌がらせや虐待を引き受けています。多くの人が彼らの目から見てあるべき正しい家や父親の家族に子どもたちを帰すために、支援を引き受けているのです。その意味では、より集中的に行われます。また、恥や名誉の問題意識を共有しているため、コミュニティの中には、暴力的、攻撃的、脅迫的、嫌がらせを行ったり、子どもを誘拐すると脅したりするなどの方法で母親を罰することに進んで参加する人もいます。(B4) (同書、p138)

南アジアの子どもたちにとって、家を出ることは、貧困や地位の喪失を意味する。Thiara and Gill' s (2012) の調査に参加した母親の子どもたちの中には、父親に高価なプレゼントを買ってもらったりして失ったものを見せつけられたことで、自分の置かれた状況について母親に責任があると考えようになった子どももいた。

Thiara and Humphreys (2017) は、過去のトラウマ、自尊心の喪失、母子関係の弱体化が現在の関係に影を落とし続け、子どもとのコンタクトの取り決めを通じた継続的な嫌がらせによって加害者が存在し続けることでその状況が悪化することについて調査を行った。彼らは、別居後の母子関係の問題を理解するための枠組みとして「不在の存在」という概念を用いたが、この概念は、D A の加害者が、虐待の遺産として、あるいは継続的なコンタクトや虐待を通して、いかに「存在」し続けているかを示すものだ。

貧困に対処し、生活を立て直さなければならず、加害者によって損なわれた子どもに対する権威を再び確立しなければならないことは、女性にとって大きな課題であり、子ども自身にも母子関係のあり方にも影響を与える。「家を出たときの私はボロボロでした。本当にボロボロで、(他のD Aの被害者が元の関係に)戻ってしまうことを理解できると思うこともあります。だって何が起こるか想定できるからです。私は家を出て、家も仕事も失い、彼のせいで莫大な借金を抱え、『神様、私はどうしたらいいの?』と思いました。」(Fam37) (同書、p141)

同様に、Holt (2017) のアイルランドでの研究では、過去の虐待と継続的な虐待が女性の子育てと子どもとの関係に及ぼす複合的な影響を調査している。D Aに長期的にさらされ、その後も継続的に虐待を受けていると、女性の子育て能力やその結果としての母子関係に影響を与え、Holt (2017) が指摘する「別居後の母親育児のパラドックス」—「にっちもさっちもいかない」というような感覚—という状況につながる (同書、p2059)。かなりの数の母親にとって、何が起こるかわからないという恐怖は現実となり、別居後の生活は、同居という側面以外はすべて別居前の生活を反映しており、子育てに関する自信にマイナスの影響を与えていた。

*自分が正しいことをしているのかどうかが分からないんです。—彼と別れたことは正しかったのか? 子どもたちは彼と一緒にいたほうが良かったのではないか? 今の方が良い状況なのか? 子どもたちは彼がいないほうがいいのか?—ずっと自分自身に問い続け、毎回違う答えが出て来ます。果たして答えを知ることができるのか、それとももう遅すぎるのかも、と考えてしまいます。時々、私はこの世で最も出来の悪い母親だと思ふことがあります。(Claire、母親) (同書、p2060)*

Holt の調査に参加した母親たちは、関係が終わったことや、精神的・経済的な自立ができなかったことについて失敗したという感覚を持っていると報告している。自尊心が低く、母親としての能力に自信が持てないため、自分の判断や決断、子育ての能力に疑問を感じるようになる。うつ病を患い、生き延びるために精神科に頼ったり、対処法としてアルコールに頼ったりする女性もいた。また、恐怖で不眠になったり、身体的・精神的疾患を患ったと述べる女性もいた：

*気分が落ち込むと、私は塞ぎ込み、心を閉ざしてしまいます。彼はいつも私を悪い方向に向かわせるようです。そうすると、何が悪かったんだろうと思って、自分を責めるようになる。そうしてまた悪循環に陥ってしまうのです。(Claire、母親) (同書、p2058)*

Holt (2017) は、児童福祉の実践者は、別居後の父親のレトリックではなく現実に目を向けることで、虐待する男性が母子関係に落とし続けている「影」を認識する必要があり、「父親が不在であっても、父親による継続的な虐待は、彼女の子育て能力と母子関

係を脅かし続ける可能性がある」と結論づけている。(同書、p2062)

## 6. DA加害者とのコンタクトに関する親と子の体験

### 6.1 イントロダクション

DAを行う母親と子どもの別居後のコンタクトに関する父親の経験について調査した研究は確認されなかった。一方で、DAを行う父親との別居後に子どもと母親がその父親とコンタクトすることについて、彼らの経験やその影響や結果を調査した研究は豊富に存在する。これは全く驚くべきことではない。なぜなら、私法上の子どもの事件の大多数（約90%）では、母親が子どもの同居親であり、父親が子どもと一緒に過ごすため、またはコンタクト命令を得るための申立人であるパターンが標準的であり、一般的な別居後の生活環境を反映しているからだ（Aris and Harrison, 2007; Coy et al, 2012; Harding and Newnham, 2015; Harwood, 2019; Hunt and Macleod, 2008; Macdonald, 2017; Perry and Rainey, 2007; Trinder, Hunt, Macleod, Pearce and Woodward, 2013）。同様に、今回の調査は、ほとんどのケースで父親がDAの加害者の疑いがあるか、あるいは既に証明された加害者であることを示していた。

### 6.2 母親の経験－DAを行う父親との別居後に行われた子どもと父親のコンタクトについて

今回レビューした研究によると、大多数の女性は、たとえ夫婦関係において暴力や虐待を経験した人であっても、別居後の子どもと父親のコンタクトを支持し、コンタクトが実現するように多大な努力をしていることが明らかになった（Coy et al., 2012; Fortin, Hunt and Scanlan, 2012; Harne, 2011; Holt, 2017; Morrison, 2015; Radford and Hester, 2006; Thiara and Gill, 2012）。ほとんどの女性は、別居後の子どもと父親のコンタクトのために非公式に交渉し、コンタクトを実現しようと努力する（Coy et al., 2012; Morrison, 2015; Thiara and Gill, 2012）。しかし、多くの女性にとってそれは結局自分の安全を損なうことであり、虐待の継続、再開、エスカレートにつながり、その結果としてコンタクトの取り決めが破綻することがわかった（Coy et al., 2012; Thiara and Gill, 2012）。Holt (2017) のアイルランドでの研究では、少なくとも当初は大多数の母親が父子のコンタクトを継続することに明確な価値を見出し、その実現に積極的に関与していたが、自分と子どもの安全を守るためにコンタクトを管理することを余儀なくされていた。調査に参加した母親たちにとって、子どもたちと虐待的な父親との関係を促進するために費やした精神的、身体的な労力が、特に苦痛で困難なものであった。3分の2以上の母親にとって、コンタクトは虐待の継続という結果につながった。

*彼と別れて「正しいこと」をすれば、私の子どもたちが見てきた悪い出来事を改善できると思ったのです。でも、まるで上手くいかなかったグラウンドホッグデイ（訳註：Groundhog dayは2月2日に行われるグラウンドホッグ（ウッドチャックとも言われる。リスの一種）を使った春の訪れを祝い天気を予想す*

る行事) のようです。私は何も変えることができないのです…。映画を止めて、脚本を変えて、すべてを消し去ることはできません、結局全て同じままなのです。彼の元から去れば何かが変わると思っていましたが、そうではありませんでした。唯一の違いは、私たちが一緒に住んでいないということだけです。(Marian、母親) (同上、p2061)

数多くの研究で、子どもとのコンタクトは、継続して、潜在的にはより深刻な虐待を犯す重要な場であることが強調されている (Brownridge, 2006; Harne, 2011; Harrison, 2008; Holt, 2017; Macdonald, 2015; McLeod, 2018; Morrison, 2015; ONS, 2018; Radford and Hester, 2006; Radford et al.)。最悪の場合、子どもとのコンタクトは父親が母親を殺害する場となりうる (Women's Aid, 2016)。暴力は、母親がコンタクトで「引き渡し」のために父親と対面した場合や、非常に若い子どもと父親のコンタクトに立ち会う場合に最も起こりやすいことがわかっている (McLeod, 2018)。Radford and Hester (2006) のコンタクト研究では94%の女性が、AMICAの研究では92%の女性が、コンタクトの手配の結果として虐待を受けていたが、これは父親がコンタクトを母親と子どもの居場所を突き止めるために使うか、母親がコンタクトに立ち会ったり、子どもを送迎したことで起こっていた。Coyら (2012) のインタビューを受けたほとんどの女性が身の危険を感じ、引渡に家族や友人を頼っていた。

彼は私の子どもを友達の家を迎えに行っていたのですが、彼が迎えに行くたびに友達はこれ以上関わりたくないと言いました。彼の言動のせいですが…私は完全に身の危険を感じていました。彼は本当に不安定で何をするかわからないので、子どもにとっても安全だとは思えませんでした。(Helen) (同書、p29)

Thiara and Gill (2012) がインタビューした南アジアとアフリカ系カリブ人の女性たちは、家族の恥にならないように、あるいは黒人や南アジアの男性の名誉を傷つけないために父親や家族から非公式なコンタクトに同意し、裁判を避けるように多くの圧力を受けたと報告しており、その結果、女性の安全が犠牲になっていた。インタビューの時点で非公式なコンタクトがうまくいっていたと思われるケースはわずか3件で、多くの女性が身体的な暴力や虐待に耐えていた。南アジアの女性にとって、別居後のコンタクトは、「以前に虐待に関与していた可能性のある拡大家族のメンバーと再美つながらる可能性がある」ため、特にリスクが高くなる (Stanley, 2011, p21)。

子どもとのコンタクトは、また、父親がその後家まで尾行したり、子どもから居場所についての情報を引き出したりするなどして、虐待から逃れた母親や子どもを追跡するために利用されることもある (Harne, 2011; Harrison, 2008; Radford and Hester, 2006; Stanley, 2011; Thiara and Harrison, 2016)。

彼 (夫) は子どもたちを連れまわしていました。ケイは4歳でしたが、夫は避

難所があると睨んだエリアにケイたちを連れて行ったのです。そこでケイが（自分の住んでいる通りだと）認識して、避難所の場所を指し示してしまったのです。このようなことが2回ありました...2回とも、彼は私を通りに引きずりだして家に連れて帰ろうとしました。...私は4、5回は避難所に戻ったと思います。(Alyson) (Radford and Hester, 2006, p92)

母親たちはまた、コンタクトが父親が権力や支配力を取り戻し、自分たちの生活に再び入ってこようとする手段であったことを経験している：

加害者の中には、関係が終わったということを理解し、純粹に子どもへの関心を保持する人もいます。(一方で)加害者の中には、関係を取り戻すためのメカニズムとして使う人もいますし、被害者の自信や自尊心を損なうために利用する人もいますし、被害者に囚われているという思いをさせるために使う人もいますし、親としての立場を貶めることでさらに「やり込める」ために使う人もいます。(法廷弁護士) (Coy et al., 2012, p34)

さらに、コンタクトは5章で扱った別居前の加害者の戦術と似たような方法で、母親を弱体化させる場として利用されることもある。これには、子どもの前で、あるいは子どもに向かって母親を批判したり貶めたりすること、子どもが母親に侮蔑的な行動をとるように仕向けること、母親に対する口汚いメッセージを子どもを介して伝えること、コンタクトを利用して子どもに高価なプレゼントを買って「買収」することなどが含まれる (Coy et al., 2012; Holt, 2017; Holt et al., 2008; Radford and Hester, 2006; Thiara and Gill, 2012; Thiara and Harrison, 2016; Thiara and Humphreys, 2017)。

また母親は、父親とのコンタクトによる子どもへの悪影響や、父親の一貫性のない、信頼の置けないコンタクトによって混乱する子どもに1人で対処せざるを得ない状況に置かれることがある (Coy et al., 2012; McLeod, 2018; Thiara and Gill, 2012; Thiara and Harrison, 2016)。加害者は定期的にコンタクトの取り決めを変更したり、取り決めや命令があってもコンタクトに参加しなかったりするなどの方法で、コンタクトを女性をコントロールするために使うことができる。このことは、常にコンタクトの変更を待ち、加害者がいつ「現れる」かわからない状態にある家族に不確実性をもたらした (McLeod, 2018)。

### 6.3 虐待的な親との別居後のコンタクトによる子どもの経験、リスク、結果

レビューされた研究によると、DAを行う親と子どもが継続して関わることには、子どもに対する身体的、性的、情緒的虐待、ネグレクト、子どもをコントロールし、支配し虐める関係の維持、子どもの誘拐、「板挟みで身動きができない状態」にある子どもを傷つけること、母親虐待の目撃、母親への虐待への協力指示、そして最悪の場合、子

ども殺害といったリスクがあることが明らかになった (Callaghan et al, 2018; Harne, 2011; Holt, 2015; Holt et al., 2008; Morrison, 2015; Mullender, 2004; Radford and Hester, 2006; Saunders, 2004; Stanley, 2011; Sturge and Glaser, 2000; Thiara and Gill, 2012; Women's Aid, 2016)。虐待的な父親とのコンタクト中に子どもが殺害されるリスクは、深刻なケースレビューの研究によって強調されている (Brandon et al. 2009; Saunders, 2004; Women's Aid, 2016)。このようなケースでは、子ども殺害は、父親の復讐行為、あるいは父親の権力と支配の行使の極端な例であると認識されている (Harne, 2011)。Thiara and Gill (2012) がインタビューしたある母親は、次のように報告している：

私は息子に「お父さんが、君がおねしょをしていると言っていたよ。君はおねしょをしないよね」と言いました。すると息子は「してない」と言いました。その後しばらくして息子は「ママ、ほんとは僕、おねしょするんだ」と言いました。そして「おねしょをして、<名前>を呼ばれてからかわれるのが怖いから眠らないようにしているの」と言ったのです.... もうゾッとしました。彼の話聞いて、帰宅した時には涙があふれていました。以前、彼の父親が私に向かってきて、怒鳴りながら私を押しやったことがあったのですが、(息子は)「大したことじゃないよ、ママ。パパはもっとひどいことを僕に言うよ」と言いました。それをきっかけに (息子) は父親に殴られたことや、(新しいパートナー) と父親がいつもそんな風に言い争っていることを話し始めました。(AC7) (同書、p71)

子どもたちは、おむつを替えてもらえなかったり、お菓子しか食べさせてもらえなかったり、長時間一人でテレビを見させられたりと、コンタクトの際に基本的なニーズをみたさない深刻なネグレクトを受けることがある (Coy et al., 2012; Harrison, 2008; Thiara and Gill, 2012; Thiara and Harrison, 2016)。

Harne (2011) がインタビューした母親の証言によると、子どもとの定期的なコンタクトは、暴力的な父親の子育てを改善する助けにはならず、子どもが長期にわたって虐待を経験し続ける状況を作り出すことを示していた。母親たちは、赤ちゃんがおむつを替えてもらえず排泄物のついた汚れた服を着て返されたり、子どもが何時間もテレビの前に座らされたりしていたと説明している。「Tina」は、7歳の娘への継続的な精神的虐待の影響について次のように語った：

コンタクトから帰ってくると、娘たちはとても静かで、何も話しません。数日後に、もし子どもたちが行かないならママは刑務所に行くと言われて、と言うようになりました。滞在型コンタクトに行くことがわかってからは、ジェーン(上の子)が「朝起きた後、どうするべき? ベッドにじっとしているべき?」と聞いてきました。私は「パパに聞いてみたら」と言ったのですが、彼女は「とっても怖くて、怖すぎて聞けない」と言いました。彼は子どもたちをぶったり

はしません—彼は支配することに夢中なので—彼は一言も言葉を発する必要がありません—ただチラッと見るか、または声のトーンで十分なので—彼は子どもたちが怯えていることを知っています—今ジェーンはいつも泣いていて、自分自身を傷つけているのです。体をこすりすぎて痛み、眠れません。私は 11 時か 12 時まで起きていて、彼女が眠らないので本を読んであげています。(Tina) (同書、pp146-147)

Harne (2011) がインタビューした父親たちの証言によると、幼い子どもの場合、最初のコンタクトは制限されたもので祖父母などによる非公式な監視下に置かれることが多かった。宿泊を含む、監視が伴わないコンタクトの段階に進むと、子どもたちにとって深刻なリスクが生じた。例えば、「Tom」は、子どもたちが常にしつこく注意をひこうとするので、子どもたちを(暴力的な威圧で)脅していたと説明した。また、宿泊形式のコンタクトが始まったばかりだということに、子どもたちが早起きして自分に要求をしてくると、「我慢できなくなり」、「同じパターンの虐待が戻ってくる」のを感じたと述べている。(同書、p146)

コンタクトはまた、加害者が女性や子どもを追跡するようになり、母子が何度も家を移動するという事態につながる。これは、子どもの教育に支障をきたすだけでなく、友人、家族、ペット、財産を何度も失うことを意味する(Harne, 2011; Morrison, 2016; Mullender, 2004; Stanley, 2011)。Radfordら(2011)がインタビューした2人の子どもは、暴力的な父親から逃れるために、引越しを8回、転校を7回余儀なくされていた。彼らがインタビューした子どもたちは、恐怖から解放された「普通の」子ども時代を過ごしたいと語っていた。

コンタクトセンターでの監督つきまたは支援つきのコンタクトでも、祖父母が非公式に監督するコンタクトであっても、子どもたちはコンタクト中に母親に対する身体的・心理的・性的虐待や威圧的な支配にさらされ得る(Harne, 2011; Holt, 2015; Holt et al., 2008; Morrison, 2015; Radford and Hester, 2006; Stanley, 2011)。南アジアやアフリカ系カリブ人の女性の場合、こうした虐待は、拡大家族のメンバーによって、またはその中で行われる可能性がある(Thiara and Gill, 2012)。あるアフリカ系カリブ人の母親は次のように述べた：

私が彼の父親の家に預けるという段取りだったのですが、それでも預ける時に私の手から携帯電話を奪い取ろうとし、さらに指を折り曲げるという暴力行為が発生しました。それで、私は警察に電話して、事件を通報しました。(AC8) (同書、p141)

DAを行う父親とのコンタクトで子どもたちがよく経験する情緒的虐待の形態は、子どもたちを母親を誹謗中傷し、傷つけることに利用するというものだ。その方法は、子どもたちに母親の生活について問い質したり、母親について否定的なコメントをした

り、子どもたちがいるときに母親を侮辱したり誹謗中傷したり、子どもたちに虐待的または微妙に脅迫的なメッセージを伝えるように頼んだり、子どもたちを操作したり買収したりして、母親を「スパイ」させて情報を提供させる、などである。(Coy et al, 2012; Harne, 2011; McLeod, 2018; Radford and Hester, 2006; Stanley, 2011; Thiara and Gill, 2012; Thiara and Harrison, 2016)。Harne (2011) がインタビューした父親の中には、子どもを通して母親を脅したり、仕返しのためにコンタクト時に子どもの前でわざと母親を侮辱したと述べている人もいる。Morrison (2015) がインタビューした母親は次のように述べる：

*彼は Lisa (娘) に嫌なことをたくさん言いました。例えば Lisa を連れて行った時に「ママはお前を迎えに来ないよ、ママは他の大勢の男と一緒にいるんだから」と言いました。もちろんそんなことはなくて、私はここ (避難所) に戻ってきたのですが、彼は娘に嫌なことばかり言って、娘が私に電話してくれと頼んだのに電話をさせてくれませんでした。(Jane) (同上、p280)*

これは、両親の別居後初めての宿泊を伴うコンタクトの際に起こったことで、子どもは母親が戻ってくるかどうかわからないまま一晩を過ごすさなければならなかった。

Thiara and Gill (2012) がインタビューした英国在住の南アジアの女性たちは、父親が子どもを「味方につける」ために子どもにたくさんのプレゼントを買い与えて「買収」したり、或いは母親を「からかい」、侮辱するために子どもを利用するため、非公式なコンタクトを利用することを報告している。

*彼は、「お母さんは君を学校に連れて行ったら、どこに行くの？」などと (子どもに聞きます) 「仕事に行く」と (子どもが答えると) 「違うよ。お母さんは自分のボーイフレンドたちに会いに行くんだ」と言います。私は、なぜ彼らにそんなことを言うのか、私とあなたの間の問題は私とあなたの間の問題であって、子どもを巻き込むな、と言いました。そしたら彼は大声を出し始めました。(SA2) (同書、p83)*

間接的なコンタクトは、例えば手紙やメール、テキストメッセージで母親を見下すなどして母親を傷つけたり、行動や活動をチェックするために使われたりすることもある (Coy et al., 2012; Sturge and Glaser, 2000; Thiara and Gill, 2012)。Thiara と Gill (2012) がインタビューした女性たちは、男性がコンタクト中に子どもを操作するのを監視することは難しいと考えていた。最後のヒアリングが終わっている場合は特に困難である。再度裁判を起こす力のある女性はほとんどおらず、多くが虐待を我慢することを選んだ。

父親に一貫性がなかったり、頼りなかったり、またはコンタクトの場に現れなかったりすると、子どもたちは混乱や苦痛、失望感を味わうことになる (Holt, 2015; Thiara

and Gill, 2012; Thiara and Harrison, 2016)。複数の研究が、父親が裁判所を通して熱心にコンタクトを求めるが（実際には）コンタクトに現れなかったり、取り決めを守らなかったりするの、結果として母親が1人で子どもへの影響に対応しなくてはならないと強調している（Coy et al., 2012; Thiara and Harrison, 2016）。「彼は2週間も子どもたちに会っていません。彼は週に一度、子どもたちに会うことが許されています。彼が子ども達に会っていないのは、彼が会わないことを選んだからです。」（Erika）（Coy et al., 2012 70p）。Harne（2011）は裁判所にコンタクトを申請中の父親やコンタクトの増加を求めていた父親にインタビューをしているが、そのインタビューは、彼らが実際のコンタクトの際に子どもと一緒にどう過ごすかということあまり考えていないことを示している。Thiara と Gill（2012）がインタビューしたアフリカ系カリブ人の女性たちは、コンタクトの問題を自分たちで処理し、非公式なルートをとる傾向があった。このような状況では、男性が合意した取り決めを守ることはほとんどなく、自分の都合のよい時に来たり去ったりし、女性が自分の訪問に合わせてくれることを期待し、まったく来ないことも多く、その結果女性が子どもの失望に1人で対応しなくてはならなくなる。そのため男性と子どもの関係は、一般的に「あたりなかつたり」と表現される。

Morrison（2015）は、継続的なD Aが両親の関係に悪影響を及ぼし、親同士のコミュニケーションが全く取れなくなることを明らかにした。ハラスメントを避けるために電話番号を変更しなければならない女性もいれば、電話番号を女性に教えることを拒む父親もいた。子どもたちはコンタクトの調整のために両親の仲介役や伝言役となるが、これが父親から母親への脅迫に及ぶこともある。このように、「D Aが両親の関係へ与える影響は、『別居して]これで終わり』ではなくコンタクトを通して継続し、子どもたちは、親の継続的対立や虐待にさらされやすい状態に置かれ」、両親の関係の力学のなかでうまく立ち回らなければならない。（同書、p283）

Cafcass and Women's Aid（2017）、Harne（2011）、Harrison（2008）、Holt（2018）、Radford and Hester（2006）、Stanley（2011）、Thiara and Harrison（2016）らによる研究は、別居後のコンタクトがD A継続の場合となる場合、子どもへの影響やその結果が最悪であることを明らかにした。子どもたちは、攻撃性、引きこもり、不適切な性行動、PTSD 症状、自殺行為、発語の遅れ、失禁、悪夢、脱毛や皮膚障害などの身体的症状を示すことがある。

私が診ている子どもたちのほとんどは、障害に至っているかどうかにかかわらず、トラウマ後の症状やその兆候を有していると思います。子ども達が回復している間や、症状が強く出ている間にコンタクトが行われることは、とにかく事態を悪くすると思います。安全ではない父親とのコンタクトがどうして子どもの症状を改善するのか、私が治療しているトラウマ後の症状をどう緩和するのか、私にはまったく、さっぱりわかりません。コンタクトは（子ども達の状態を）悪化させます。（D V4）（Thiara and Gill, 2012, p73）

Sturge and Glaser (2000) は、子どもと暴力的な親とのコンタクトを続けることのリスクを概観し、「コンタクトを通じて、あるいはその結果として、子どもの発達上のニーズを満たせない、または発達上のニーズを損ねる、さらには精神的な虐待や被害すら引き起こす」と説明している(同書、p617)。Callaghanら(2018)とCoyら(2012)の研究は、子どもたちのDAの記憶と彼らが経験した恐怖は、別居後も長く続く可能性がある」と指摘する。

しかし子どもたちは、より安全な環境にいれば、DAの影響から回復することができる。とはいえ虐待を行う親との継続的なコンタクトは、子どもたちが回復し、その回復を維持する力を障害する(Katz, 2016)。Humphreys(2006)の文献レビューでは、コンタクトの結果として、別居後も継続的な虐待にさらされていない子どもは、はるかに強い回復パターンを示すことがわかっている。

#### 6.4 DAを行う親との別居後のコンタクトに関する子どもの見解

DAの加害者である父親との別居後のコンタクトに関する子どもの見解について文献を調査・検討した研究が、英国で12件、アイルランドで1件確認された。(ただし、DAを行う母親とのコンタクトに関する子どもの見解を調査したものは確認されなかった。)(Aris and Harrison, 2007; Cafcass and Women's Aid, 2017; Callaghan et al., 2018; Fortin et al., 2012; Harne, 2011; Holt, 2015 (an Irish study); Morrison, 2009, 2016; Radford et al., 2011; Stanley, 2011; Thiara and Gill, 2012; Thiara and Harrison, 2016; Trinder et al., 2013)。この内複数の研究で、父親とのコンタクトについて子ども達が葛藤を抱え、非常に多様で複雑で相反する感情や見解を持っていることが明らかになった(Aris and Harrison, 2007; Harne, 2011; Morrison, 2009, 2016; Radford et al., 2011; Stanley, 2011; Thiara and Gill, 2012; Thiara and Harrison, 2016; Trinder et al., 2013)。子どもたちの感情は、父親に会えて嬉しいというものから、会えなくて寂しい、コンタクトはまあ良い、複雑な感情を抱いている、恐怖や恐れを経験するというものまで幅広いものだった。父親が虐待をやめてくれれば好きだし会いたい、という相反する感情を持つ子どももいた(Radford et al. 2011)。継続的なコンタクトを望んでいた子どもであっても、父親から母親の情報を聞き出すようにプレッシャーをかけられると負担に感じていた(Harne, 2011)。

父親を恐れている子ども、また、父親との間に愛情の絆がなかったり、コンタクトの質が低かったり、週末のコンタクトで父親にすぐに「うんざり」されてしまう子ども達からは、コンタクトに対する否定的な意見が報告されている(HARNE, 2011; MORRISON, 2009; Thiara and Gill, 2012)。ThiaraとGill(2012)の調査に参加した半数以上の子どもたちは、未だに父親の怒りを恐れ、恐怖を感じていると述べており、コンタクトに強く反対していた。CafcassとWomen's Aid(2017)の調査では、インタビューを受

けた子どもたちの中の一部はコンタクトについて強い意見を持っており、特に高年齢の子どもは自分や家族の誰かに身体的な暴力を振るったことのある親とのコンタクトを望まない傾向があった。

Morrison (2009) がインタビューした子どもたちが報告した最も強い感情は「恐怖」であり、それが父親に対する感情の大部分を占めていた。ある子どもは、自分が安心して父親と接するために必要な条件として「監視カメラや警備員がいるところ。何が起きているかを誰かが見ていられる場所、例えば水泳に行くとか、監視員がいて、何が起きているかを見られる場所（男の子、9歳）（同書 2p）」と述べている。これらの子どもたちは、父親とのコンタクトの前に不安を感じ、コンタクトの前夜には眠れず、「お腹の痛み」や「頭痛」を経験すると述べていた。インタビューを受けた子どもたちは全員、コンタクトが母親や自分へのさらなる虐待のきっかけになるのではないかと懸念し、母親と一緒に暮らしたり、虐待を機関に通報したことを父親が怒るのではないか、という不安と罪悪感を抱いていた。例えば「面会とかはあまり楽しみではありません、なぜなら... 口が滑って言うべきでない事を言ってしまいそうで怖いからです（少女、13歳）」という証言もある。Morrison (2009) がインタビューした、父親と会わないことを喜んでいた子どもたちでさえも、父親に対する悲しみや喪失感を表明している。しかし、これらの喪失感は、彼らの実際の父親との経験というよりも、理想的には父親は「こうあるべき」「こうあるはず」という観念に関連しているように見える。

Morrison (2016) が最近の研究のためにインタビューした多くの子どもたちにとって、DAは中心的な懸念事項であり、一部の子どもたちは苦痛を感じる父親とのコンタクトを望まない理由を説明している。コンタクトが裁判所の命令によるものであり、彼らが望んだものではなく強制されたものであることで苦痛が増大している場合もあれば、例えば、父親が「不機嫌なとき」でなければコンタクトを望むという子どももいた。

レビューした調査研究によると、ほぼすべての子どもにとっての（たとえ父親との関係を望んでいる子どもであっても）優先事項は、自分自身や母親、その他の家族にとっての安全であることが明らかになっている (Harne, 2011; Morrison, 2009; Radford et al. )。Thiara and Gill (2012) のインタビューで父親の行動が真に変わったと報告した子どもたちは、父親に会うことにとっても前向きな気持ちを持っていた。

DA加害者である父親とのコンタクトの質も、子どもたちにとって非常に重要である。一貫性がなく頼りにならない、又はコンタクト時に一緒に過ごす時間が少ない、積極的に関わらないなど、父親のコミットメントや自分への真摯な関心の欠如を子どもたちが感じた場合、子どもたちはコンタクトをやりがいのない、報われない経験であると感じていた (Fortin et al., 2012; Harne, 2011; Holt, 2015)。例えば以下のような記述がある：「時々、彼（父親）は言い訳をして、私たちに会おうとしないの... だから、私たちはただずっと待っているの。」 (Cathy, 9歳) (Holt, 2015, p216) 父子

関係の質は、Holt がインタビューした子どもや若者の全員ではないにしても、ほとんどの子どもや若者にとってコンタクト体験に影響を与える決定力となっていた。(同書) Holt (2018) の後の研究でも同様に、子どもたちは単に父親がいるというだけでは十分ではないと報告している：

私たちが彼(父親)の家に行ってもあまり努力をしないんです..... 何の計画もなく、彼が何をしたいのかもわからないことがよくあります。彼は携帯電話で仕事をしていると言っていますが、常にメールをしていたり、携帯電話を見ていたり、携帯電話が顔に張り付いています。他の2人(弟と妹)が飽きて蹴飛ばしたりすると、彼が怒る。毎回同じで、何が起こるか予測できます。(Emily) (同書、pp466-467)<sup>8</sup>

Callaghan ら (2018) は、威圧的・支配的な虐待を行った父親とのコンタクトに対する子どもの見解と認識を探る英国初の研究を行った。この研究では、研究に参加した子どもや若者が、父親が支配力を行使しようとしていることを強く感じ取り、別居後のコンタクトの一部は、混乱させ、支配し、操作しようとする意図的な試みであると説明している。「Alison」は、虐待的支配が彼女自身と家族の生活に与えた影響を以下のように明らかにした：

彼(父親)は3年間過ごした後、裁判所に行って、私たち子どもと会えるように(裁判所に)してもらったんだけど、ママをずっと困らせていて、最初は「木曜日の放課後に2、3時間だけ」と言っていたから日曜日の夕食をおばあちゃんのところに行けていたんだけど、彼が(コンタクトの日程を)日曜日の1日中に変えたから今ではほとんどおばあちゃんに会えなくなってしまったの。彼が土曜日は忙しいからって。ママは「ダメ」って言ったんだけど、彼がまた裁判するから仕方なくそうしてるの。(Alison) (同書、p1562)

「Jess」は、父親が母親の情報を得ようとすることを理解し、それにどのように抵抗したかを説明している：

この1年ほどでこう考えるようになりました。「お母さんのことを聞いてくるなら電話には出ない。僕に質問をしてくるなら電話には出ない。もし『ジェス、元気になっているかい?』と言ってくるなら電話に出る。そして、お金をくれるというのなら電話に出る。」(同上、p1569)

Fortin ら (2012) は、両親の別居後、非同居親とコンタクトした子どもの時の経験について若年層の意見を調査した。回答者が非同居中の親とのコンタクトの経験を肯定的に評価する可能性を高めた要因は以下のもので、これらの多くは互いに関連してい

---

<sup>8</sup> Holt (2015, 2018) による研究調査は両方ともアイルランドで実施された。

た：

- 両親が、決定やコンタクトの取り決めに子どもを参加させていた。
- 離別後、両親間の争いがほとんど、あるいは全くなかった。
- DVや、非同居親が提供するケアについての深刻な懸念がなかった。
- 別居前から子どもが非同居親と良好な関係を築いていた。
- 非同居親が、子どもとのコンタクトを子ども中心の楽しいものにしようと努力し、子どものための時間を作り、子どもへのコミットメントを示した。
- 同居親が、子どもと非同居親との関係を促進した。
- 両親はコンタクト方法について柔軟に対応し、子どもの成長に合わせて対応する準備をしていた。

研究者たちは、非同居親が子どもに継続的かつ積極的に関わるための条件は、両親の別居前に既に定まっていたことを明らかにした。別居前に非常に親密な親子関係を築いていた人は、コンタクトの経験を肯定的に報告する傾向があった。DVがあったり、非同居親による子どもの世話を深刻な懸念がある場合には、コンタクトが肯定的に評価されない傾向があった。回答者の中には、暴力、過度の飲酒、異常な行動などの懸念から、非同居親と一緒にいても安心できないと答えた人も多かった。DVや自分自身への虐待、深刻な福祉上の懸念があった回答者のコンタクト体験は一般的に非常に悪く、ほとんどすべてのケースで回答者自身がコンタクトを終了するか一時停止することを選択した。

同居親がコンタクトを妨げる、または子どもと非同居親との関係を悪化させようとしたと報告する回答者は極めて稀であった。同居親が正当な理由なくそのような行為をしたという回答は、さらに稀であった。親自身がDAを受けていたり、子ども自身がコンタクトに反対している場合であっても、同居親は一貫して子どもと非同居親との関係を促進しようとしていた。回答者の62%は、コンタクトが全く行われず、或いは定期的に行われず責任は非同居親にあるとしており、その主な理由は、非同居親が子どもに対するコミットメントを欠いていたためであるとしている。虐待的な親子関係など絶対にコンタクトを行ってはならない状況があること、子どもの意思に反してコンタクトの継続を強制してはならないこと、コンタクトしない方が悪いコンタクトよりも良いことについては、圧倒的な同意が得られた。

## 7. 親と子どもの家庭裁判所における経験

### 7.1 私法上の子の手続でのD Aに対する家事司法制度の対応に関する研究の概要

1989年児童法の第1節(1)では、裁判所が子どもの成育に関する問題を判断する際には、「子どもの福祉が裁判所の最重要の考慮事項である」とされている(「福祉の原則」)。イングランドとウェールズ、そして他の多くの司法管轄区では、家庭裁判所の「プロコンタクトカルチャー」(訳注:コンタクトを推進する文化)により、D Aの状況があっても、別居後の子どもと両親との継続的な関係を強く促進している(Bailey-Harris, Barron and Pearce, 1999; Harding and Newnham, 2015; Kaganas, 2018)。1970年代後半以降、家族政策や家事手続における法的決定や専門家による実務は、子どもの情緒的、心理的、発育上の健康のため、別居親である父親とのコンタクトを必要とするという強い前提によって形成されており(Hunter, Barnett and Kaganas, 2018; Kaganas and Day Sclater, 2004; Kaganas, 2018)、事実上の「コンタクトの推定」と言われるようになった(Bailey-Harris *et al.*, 1999; Hunt and Macleod, 2008)<sup>9</sup>。しかし、この推定の背景には、親の離別の際、子どもの福祉をどうすればもっともよく実現できるのかについて確かな結論を示さない、不確かで矛盾した曖昧な研究や臨床的知見、そして理論的文献が存在する(この文献のレビューについてはBarnett, 2014を参照)。このような背景で、福祉の原則を、殆ど、別居親とのコンタクトを維持する子どもの「ニード」という点からだけ解釈する判例法が発達した(Kaganas, 2018)。上級裁判所は、コンタクトを拒否するためには「説得力のある」または「やむを得ない」理由が必要であり、裁判所はコンタクトを「あきらめ」てはならないことを繰り返し強調している。コンタクトの実施を確実にしようとし、さらに「コンタクトを実施しない説得力ある理由が存在し、コンタクトが子どもの福祉に悪影響を与える例外的な状況においてのみ、かつ他に選択肢がない最後の手段として、コンタクトを終了させるべきである」としている(*Re J-M (A Child)*[2014] EWCA Civ 434 per Black LJ at [25])<sup>10</sup>。また、上級裁判所は、裁判所は中長期的な視点を持つべきであり、短期的で一時的な問題と思われるものを重視しすぎてはならないと強調している。Perry and Rainey (2007)は、これが「今現在」の子どもの利益を無視し、子どもに深刻な被害をもたらす可能性がある」と指摘している。裁判所の一般的なアプローチは、*Re C (A Child)*[2011] EWCA Civ 521におけるMunby LJの判決を参考に、Wood Jinにより*Re B (a 14yearoldboy)*[2017] EWFCB28 (Fam)にまとめられている。

<sup>9</sup> 1989年児童法第1条(2A)に規定されている親の関与の法律上の推定(以下、p49参照)のように、裁判所が適用する義務を迫る法律上の推定と、想定されるコンセンサスから生じる「事実上の」推定(*Re L, V, H, H (Contact:Domestic Violence)* [2000] 2 FLR 334 においてThorpe LJによって説明されるとおり)や概念(perception: 物事がどのように見えるかに基づく信念や意見)は異なる。

<sup>10</sup> *Re S(Contact: Promoting Relationship with Absent Parent)*[2004] EWCA Civ 18;*Re M (Children)*[2009] EWCA Civ 1216;*Re T (A Child: Suspension of Contact: Section 91(14) CA 1989)*[2015] EWCA Civ 71.も参照すること。

26. *Re:C* の事案で裁判官が行ったことは、基本的な事項を以下のようにまとめることであった。

(i) 親と子のコンタクトは、家族生活の基本的な要素であり、ほとんどの場合、常に子の利益になるものである。

(ii) 親子間のコンタクトは、例外的に、正当な理由がありかつ他に選択肢がない場合にのみ、中断される。コンタクトは、子どもの福祉に悪影響を及ぼす場合にのみ中断される。

(iii) 裁判官は、コンタクトを促進する積極的義務を有する。裁判官は、何らかのコンタクトを実現する望みを断念する前に、利用可能なすべての選択肢を検討しなければならない。

(iv) 裁判所は、中長期的な視点に立つべきであり、短期的あるいは一時的な問題と思われるものを過度に重視するべきではない。

(vi) ... 子どもの福祉が最優先である。子どもの利益は、他のいかなる考慮事項よりも優先されなければならない。

コンタクトが最重要視されているため、コンタクトに反対したり、それを制限しようとする母親は「執念深い敵意がある」、つまり、利己的で、操作的で、不合理で、理不尽であるとみなされてきた。さらに最近では、父親から子どもを「引き離し」するかも知れない存在とみなされている（以下参照、pp57-59）。

裁判所や専門家は、子どもにとってコンタクトが「良い」ものであるという前提に基づき働いているだけでなく、係争中または異議申し立てのある法廷での審理は、両親を二極化させ、険悪な関係や対立を助長するため、子どもにとって「悪い」ものである認識している。この認識は今や推定に発展しつつあるようだ(Hunt and Macleod, 2008; Kaganas, 2011; May and Smart, 2007)。これは、裁判官や法律・児童福祉の専門家が、コンタクトの合意を促すことを強く求めていることと関連している (Bailey-Harris, Davis, Barron and Pearce, 1998; Hunter and Barnett, 2013)。これにより親たちは、裁判官や弁護士、児童家庭裁判所諮問支援サービス (Cafcass) の担当者から、子の処遇やコンタクトについて法廷外で合意するよう勧められ、調停などの裁判以外の形式の紛争解決を促されることになる (Barlow, Hunter, Smithson and Ewing, 2017; Buchanan et al, 2001; Hunt and Macleod, 2008; Hunter and Barnett, 2013; Wasoff, 2005) <sup>11</sup>。

多くの法社会学的研究により、私法上の子の手続で、強力なコンタクトの推定 (presumption of contact) がどのようにしてDAを周辺化させたかが明らかにされている。このことは、子どもを危害から守ることに焦点を当てることと相反する可能性がある (Anderson, 1997; Barnett, 2000, 2014; Birchall and Choudhry, 2018; Coy

---

<sup>11</sup> Cafcass は、イングランドの家庭裁判所で子どもたちの代理人を務める。家事司法制度を利用する子どもたちの福祉を守り、促進することを目的としている。ウェールズの同等のサービスは Cafcass Cymru である。

et al, 2012; Harrison, 2008; Harding and Newnham, 2015; Hester, Pearson and Radford, 1997; Hester and Radford, 1996; Kaganas and Piper, 1999; Morrison, 2015; Perry and Rainey, 2007; Radford and Hester, 2006; Trinder et al., 2013)。1960年代後半から、ジェンダーに起因する暴力は重大な社会問題として認識されるようになったものの (Hague and Wilson, 1996)、男性による女性への暴力は、子どもの福祉とはまったく別のものであると考えられていた (Eriksson and Hester, 2001)。親の離別に伴う子どもの福祉と、親のD A加害との関連性はほとんど関心を向けられなかった。英国政府は、女性と少女に対する暴力を撲滅するための戦略について、刑事訴追に重点を置いて推進しており、地方自治体は、D Aへの暴露から子どもを保護することを、かれらの子ども保護役割の中心に据えている (Hunter et al, 2018)。しかし、イングランドとウェールズのD Aに関する政策は、私法の家族法の分野をほとんど扱っていない。Hester (2011)は、刑事司法、児童保護、家族法の審理に携わる専門家の間では、「文化、法律、政策、慣行における違い」が大変顕著であり、この違いがそれぞれ全く異なる「惑星」を支配していると言える程であると述べている (同書、p850)。児童保護の惑星では、地方自治体が被害者 (通常は母親) に対して、加害者との関係を一切断つように圧力をかけ、被害者が子どもの「保護を怠った」場合には、子どもを保護するという脅しをかけることがある。反対に、私法上の事件では、被害者は、子どもとD Aの加害者とのコンタクトに同意するよう圧力をかけられることがある (Hester, 2011; Radford et al., 2011)。

Hester and Radford (1996)による先駆的な研究によると、別居親である父親とのコンタクトを維持することが子どもにとって重要であると考えられているため、裁判所や専門家は、D Aを軽視し、父親の行動よりも、母親を説得してコンタクトに同意させることに注力する。その結果、合意または命令されたコンタクトの取り決めのうち、安全であったものはごくわずかであったことが明らかになった。その後の研究では、これらの結果が裏付けられた (Barnett, 2000; Hester et al., 1997; Kaganas and Piper, 1999)。この研究をきっかけに、政策立案者や上訴裁判所は、子どもと非虐待親の安全と福祉を確保するため、子どものコンタクトにおける裁判官と専門家によるD Aへの対応方法に根本的な変化をもたらすための取り組みを行った。これらについては第8節でさらに詳説する。しかし、調査研究では、安全保護や福祉を犠牲にして、「何が何でもコンタクトさせる」というアプローチが依然として支配的であることが繰り返し指摘されてる (Barnett, 2014; Birchall and Choudhry, 2018; Coy et al, 2012; Harding and Newnham, 2015; Harrison, 2008; Morrison, 2015)。

2010年3月、英国政府は、家族司法制度の見直しを行う委員会を任命した (家事司法委員会, 2011)。同委員会に付託されたのは、父親の権利団体から、1989年児童法の改正を求める意見が提出されたことを受け、1989年児童法を改正し、共同養育について法律上の推定を含めるべきかどうかについて検討するというものであった (同書、Kaganas, 2013, 2018も参照)。同委員会では、オーストラリアの共同養育法の経験に関するエビデンスが検討された。1975年のオーストラリア家族法セクション60CC——これは2006年の改正で導入された——では、裁判所が子の処遇 (「2本柱」として知られる) を決定する際に、二つの事項を「主要な考慮事項」として考慮することを求めている。すなわち、子どもが両親と有意義な関係を築く利益、そして危害から保護される

ニードであった。Chisholm (2009), Kaspiew et al. および McIntosh, Smyth, Kelaher, Wells and Long (2010) によるオーストラリアの研究は、同委員会で検討されたが、その結果から「有意義な関係」という要素が定量的に測定され、子どもを危険から守るという要素よりも優先され、その結果、子どものリスクにつながっていることがわかった。これらの研究やその他の証拠、そして上述した裁判所の既存のアプローチを考慮して、家事司法委員会の最終報告書は、親の関与を法律上の推定とすることに反対するよう勧告した。また、同報告書は「子どもの福祉を最優先するという中核的な原則で十分であり、追加的な記述を挿入することは、わずかな利益のために不必要なリスクをもたらす」と主張している（家事司法委員会, 2011, p141 段落 4.40）。それにもかかわらず、英国政府は、「安全で子どもの最善の利益に資する場合には、両親と継続的な関係を持つことが離別後の子どもたちにとって重要であることを立法的に示すべきだと決定した（司法省、教育省、2012年）。

2014年児童と家族に関する法（The Children and Families Act 2014）は、1989年児童法の第1節(2A)に法律上の推定を導入した。これは子どもに危害を被らせる危険がない方法で関与できる限り、親が子どもの生活に関与することは、子どもの福祉を増進すると裁判所に推定することを求めている。親の関与は、反対のエビデンスがない限り、子どもを危険にさらすものではないと推定される。Kaganas (2018) による子の処遇事件の分析によると、裁判所がコンタクトを強く志向する判例に引き続き依拠しているため、（前述の）推定は処遇の決定方法を変えていないことが明らかとなった。しかし、下級裁判所が虐待の事件でこの推定を使用しており、子どもにダメージを与えるコンタクトを母親に同意させるさらなる圧力となりうるという示唆が事件記録の逸話的なエビデンスや事件記録からうかがえた。同様に、Harwood (2019) がインタビューした裁判官と専門家の大半は、すでにプロコンタクトの推定が存在するから、実務においては法律上の推定が結果に影響を与えるとは考えていなかった。しかし、インタビューを受けた少数の人々は、法律上の推定がD Aの虐待親に有利になるようバランスを変え、結果を変えている、また実務でコンタクトを行うことが必然であるという誤解を生んでいる、と感じていた。

これらのテーマは、裁判所や専門家が私法上の子どものケースにおけるD Aの申し立てに対応する方法や、これらの対応によって影響を受けた親や子どもの経験や見解などを含め、研究文献でさらに検討されている。

## 7.2 D Aの主張に対する裁判所や専門家の対応

過去12年間に行われた研究によると、裁判官、弁護士、児童福祉の専門家はすべて、それに反する決定的な理由がない限り、コンタクトが実施されるべきだという前提で働いており、D Aが証明された状況であっても、裁判所はコンタクトを実現しようと「全力を尽くしている」ことが明らかになった(All-Parliamentary Group on Domestic Violence (D Vに関する議員連盟), 2016; Barnett, 2014; Birchall and Choudhry, 2018; Coy et al, 2012, 2015; Holt, 2017; Hunt and Macleod, 2008; Macdonald, 2015;

Perry and Rainey, 2007; Thiara and Harrison, 2016)。Thiara and Gill (2012)によると、Cafcass の職員と弁護士は、子どもとの接触のケースにおけるポジティブな結果と、何らかの形で接触が実施されることを同視していることが明らかとなった。

実際には、接触の推定を及ぼすケースはありませんが、私たちのアドバイスには常にそのような言葉が添えられています。子どもの精神的な安定やアイデンティティの確立のためには、父親と定期的に接触を行うことが子どものためになるということです。そして、彼らが接触を行わないには、例外的な理由が必要です。(S3) (Thiara and Gill, 2012, p105)

前述の調査研究では、DAは誤解されている可能性があり、そのため強力なプロコンタクトの立場の専門家たちによって最小化され、周縁化され、軽視されていることが明らかとなった。

また、接触は子どもにとって紛れもなく有益なものであると考えられているため、裁判所や専門家の間では、接触に反対したり、接触を制限しようとする女性は、あるいは接触について懸念を示すだけでその女性は、理性に欠け、不合理で、心が狭く、妨害的で、悪意のある「執念深い敵意がある」という見方が広まっている (Barnett, 2014, 2015, 2017; Harding and Newnham, 2015; Harrison, 2008; Holt, 2015; Hunt and Macleod, 2008; Hunter and Barnett, 2013; Thiara and Gill, 2012; Thiara and Harrison, 2016; Women's Aid, 2016)。Hunt and Macleod (2008) は、接触のため十分な努力を払っていないと疑われる同居親は、その懸念に十分な根拠があったとしても、専門家から批判されたり、裁判所から「断固とした」対処を受ける可能性があることを指摘している。しかし、Hunt and Macleod (2008) は、執念深い敵意というものは稀であり、レビューした事件の約4%にしか見られなかったことを明らかにした。同様に、多くの事案において、接触が中止となった理由には明確で説得力のある理由があり、悪意を持って接触を遮断しようとしたのではなく、子どもの安全に対する深刻な懸念を表していることが明らかとなった (Trinder *et al.*(2013) and Harding and Newnham (2015) )。研究では一貫して、DAを経験した被害者を含むほとんどの母親が、接触が安全である限り、接触を促そうとすることがわかっている (Coy et al, 2012; Fortin et al, 2012; Holt, 2017; Hunt and Macleod, 2008; Morrison, 2015; Radford and Hester, 2006; Thiara and Harrison, 2016; Women's Aid, 2016)。

複数の研究によると、母親を敵対的な存在と見なし、私法の子の事件に関わる女性に対する一般的な不信感から、裁判所や専門家（比較的度は低いが、Cafcass担当者も同様）の間では、母親は主に手続を遅らせるため、および／または父親と子どもの関係を破壊しようとする動機から、DAの虚偽の主張を行うという共通認識が生まれている (Barnett, 2015, 2017; Coy et al, 2012; Harrison, 2008; Harwood, 2019; Hunter and Barnett, 2013; Thiara and Harrison, 2016)。Harrison (2008)とThiara and Gill (2012)は、専門家は母親の影響力を想定して、子どもの希望や感情を無視することがあると指摘した。

Hunter and Barnett (2013) は、D Aの「虚偽の主張」を定量化しようと客観的な努力をしても、根拠のない主張の割合は非常に低いことがわかったとした。Allen and Brinig (2011) は、離婚手続（保護命令の申請を含む）における「虚偽」の主張は、D Aの申し立てのごく一部を占めるに過ぎないだけでなく、虚偽の主張をする男性と女性の比率は4：1であることを明らかにした。ただし、虚偽の主張の真偽が確認されることはほとんどないため、Harwood (2019) のインタビューを受けた専門家の中には、その虚偽率を測るのは難しいとコメントしている人もいる。

「執念深い敵意」に加え、近年では、母親が「片親引離し」を行っている、つまり、母親が意図的にまたは無意識のうちに、子どもが父親を不当に拒絶する原因となると非難されることが増えている (Barnett, (2020); Doughty, Maxwell and Slater, 2018)。これは複雑な問題であり、様々な見解があるが、D Aを経験したことでコンタクトを拒む子どもには、片親引き離しの概念を適用すべきではないという意見もある (Cafcass, 2018; Doughty et al, 2018)。その歴史的背景は、親子関係の複雑さをわかりにくくする点で問題があると考えられている (Sheehy and Lapierre, 2020)。片親引離しの定義は一般的に受け入れられておらず (Cafcass, 2018; Doughty et al, 2018)、また、片親引離しがどのように認識され、理解され、評価され、対処されるべきかについて、しっかりとした科学的・実証的な研究が存在せず、研究の大半は方法論的に限界のある米国の研究である (Doughty et al, 2018, 2020)。米国 (Meier, 2020; Meier and Dickson, 2017) とカナダ (Neilson, 2018) で行われた実証研究では、D Aや性的虐待の申し立てを否定するために、片親引き離しの主張が用いられていることがわかった。しかし、イングランドとウェールズの家庭裁判所の審理における「片親引き離し」に関する実証的研究はほとんどない。Barnett (2020) が2000年1月から2019年5月までに発表・報告された判決をレビューしたところ、D Aの指摘や発見があったケースが大部分を占め (様々な時期で50%以上から80%まで)、「片親引離し」に焦点が当たるとそれが「消えて」しまうケースもあった。Birchall and Choudhry (2018) は、D Aの申し立てが、「片親引離し」の「証拠」として女性に対して使われることさえあるとした。

裁判所や専門家は、母親にはコンタクトがうまくいくように促進したり、励ましたりなど「より一層努力をする」ことを期待する一方、父親については単にコンタクトを申請しただけで称賛される (Barnett, 2020; Eriksson and Hester, 2001; Kaganas and Day Sclater, 2004)。レビューされた研究によると、専門家が家庭内で暴力を振るう父親の子育てや動機を評価することはほとんどなく、D Aの加害者は、虐待の被害者よりも同情、寛容、理解をもって扱われ、虐待の加害者を含む父親が否定的に見られることは一般に少ないことがわかった (All-Party Parliamentary Group on Domestic Violence, 2016; Barnett, 2014; Harrison, 2008; Thiara and Gill, 2012; Women's Aid, 2016)。下院内務委員会 (2018年) は、「サバイバーは2つの裁判制度の間の隙間に滑り落ちている。--D Aの加害者は、刑事裁判では暴力的な犯罪者と見なされるが、家庭裁判では『十分な』親と見なされる」という証言を聴取した (2018年、p36)。

Thiara and Gill's (2012)の専門家へのインタビューから浮かび上がった重要なテーマは、南アジアの女性は立ち向かう力や自己主張する能力がないという見方が専門家の

間にあることであった。女性らが専門家に質問した場合でも、専門家からは女性達は否定的であると捉えられていた。Cafcassの実務担当者は、南アジアの特に家庭における暴力に関して女性の話を信じ、女性が助けを求めたり、虐待のある家庭から出て行くことを阻む障害があることを認識することに関して、十全な知識を獲得できるまで相当な時間を要したと報告している。Cafcassの担当者は以下のように考察した。

特にアジアのコミュニティの中で語られている話を認識し、それらを信じることは、私にとってかなり思い切った意識の変化が必要でした。その話とは、皆がこの女性を殴っているとか、家族の中で彼女がどのように扱われているかといった話でした。私は、そんなはずはない、だってそれならなぜ彼女はなぜあれやこれをしなかったのだろう?と思いました。自分の中でそのようなプロセスを経なくてはなりませんでした。(C-G2) (同書、p88)

### 7.3 裁判手続や決定への子どもの参加に対する裁判所と専門家の対応

1989年の子どもの権利に関する国際連合条約第12条では、子どもに影響を与える法的手続において、子どもの視点が含まれ、考慮されるとする子どもの権利が謳われている。このことは、私法上の子の手続においては、1989年のCA第1条3項の「福祉チェックリスト」によって表現されており、裁判所はリストの第1項目として、「(子どもの年齢と理解力に照らし合わせて) 当該子どもの確認可能な希望と感情」を考慮することを求めている。Eriksson and Nasman (2008)、Holt (2018)、Macdonald (2017)は、子どもの声を聴取することは、子どもの権利であるだけでなく、子どもにとって本質的な価値や利益があることを明らかにした。法的手続や評価のプロセスに子どもを参画させることにより、子どもの自尊心や、自分の人生の専門家として評価されることによるエンパワーメントやコントロールの感覚を促進し、逆境に対処する能力を高めることができる。DAの文脈では、子どもたちの暴力の証言に耳を傾け、その証言に対応することで、それらの経験が検証され、意思決定がより良い情報に基づいて行われ、それによって子どもの安全と福祉が促進される (Eriksson and Nasman, 2008; Holt, 2018; Macdonald, 2017)。

研究者の中には、子どもの参加権を認めることと、意思決定の責任の重さから子どもを守りたいという思いとの間にある緊張関係は対立する必要はなく、子どもに参加権を与えることで保護も高まると結論づけている人もいる。(Holt, 2018; Macdonald, 2017) Holt (2018) は、子どもにとっての参加とは、自己決定ではなく、子どもの意見や感情に耳を傾け、それを尊重することだとした。

研究文献から浮かび上がる主要なテーマは、子どもたちの意見に対し、その意見が一般的な「プロコンタクトカルチャー」に合致しているかどうかに基づいて、「選択的アプローチ」がとられているということである。子ども達の意見は、子どもたちが別居親とのコンタクトを望む場合には真剣に受け止められ、決定的な意味を持つこともある

一方（ただし別居親が母親の場合にはそうではない）、子ども達がコンタクトに反対する場合（主に父親との接触）、彼らの意見は無視されたり、過少評価される可能性が高いということである。（Caffrey, 2013; Coy et al, 2012; Harding and Newnham, 2015; Harrison, 2008; Holt, 2018; Macdonald, 2017; Thiara and Gill, 2012）一部の研究により、裁判所や専門家が子どもの非言語的な合図を拾えないことがあること、そして虐待する父親とのコンタクトに関する子どもの恐怖や懸念が無視されたり、真剣に受け止められなかったり、同居親の懸念が現れているだけだと片付けられたりしたこと、その結果子どもの虐待の経験が無視され、リスクや安全性に深刻な影響を及ぼすことが明らかになった（Caffrey, 2013; Harding and Newnham, 2015; Holt, 2018）。子どもたちがコンタクトに難色を示したり、反対する場合、コンタクトを行うよう子どもたちを説得したり、コンタクトの量を増やしたりするために、かなりの努力が行われたことが、複数の研究で明らかとなった（Caffrey, 2013; Harding and Newnham, 2015; Harrison, 2008; Thiara and Gill, 2012; Thiara and Harrison, 2016）

子どもの処遇やコンタクトのケースにおいて、子どもの意見を求めたり、子どもの声を代表する方法は様々である。これには、子どもが法的手続の当事者となること、子の後見人が任命されること（通常は Cafcass が任命）<sup>12</sup>、裁判官から聴取を受け、直接的証拠を提出すること（この最も一般的な方法として、Cafcass が作成する福祉報告書（セクション7報告書）<sup>13</sup>の提出を通して行われる）などがある。

子どもたちがどの程度意見を聴取され、耳を傾けられているか、子どもたちの意見がどの程度重視されているか、そしてその意見がどの程度決定打となっているかは、多くの研究で調査されている（Harding and Newnham, 2015; Holt, 2018; Macdonald, 2017; Radford et al, 2011; Trinder et al, 2013）。いくつかの研究では、子どもたちが法的手続に参加できないことが多く、そのため意思決定の過程で子どもの希望や感情が考慮される直接的な機会がなく、専門家は子どもや若者と直接話すことに消極的であるという懸念が示された（Holt, 2018; Radford et al, 2011）。また、Holt (2018) は、James and McNamee (2004) による研究——彼らの研究は、英国の481件のコンタクトに関する裁判事案のレビューから、「専門家は子どもの最善の利益に関する普遍的な仮定に基づいて、子どもにとって何が最善であるかをすでに『知っている』ため、子どもたちへの個別の聴取は不要であると思われた」（Holt, 2018, p462）ことを明らかにしたものであった——を調査した。Trinder et al. (2013) は、子どもが関与する割合は相当異なり、家族のすべての子どもが直接聴取されたケースは36%であった、と明らかにした。これと非常に類似した調査結果がHarding and Newnham (2015) によっても得られ、裁判所は親の事件の39%において、子どもの希望や感情を主にセク

---

<sup>12</sup> 2010年家事事件手続規則の規則16(4)により、Cafcassは、家事事件の当事者となった子どもの代理人として後見人を任命することができる。

<sup>13</sup> 1989年カリフォルニア州第7項は、裁判所がCafcassの職員またはソーシャルワーカーに、私法上の子の手続に関連し、児童の福祉に関する特定の事項について報告を求める権限を与えている。

ション7の報告書を通じて聞いていた。子の代理人のケースはほとんどなかった(同書)。

Macdonald (2017) は、子どもがその意見を考慮するに足りる年齢に達し成熟しているかどうか、また、子どもの最善の利益を評価する際に子どもの意見を考慮すべきかどうかを決めるときに、大人が子どもの声を「制御」していることを示唆する文献をレビューした。これらの研究文献によると、子どもの年齢が高いほど、子どもの意見が決定打になる可能性が高いことが示唆されている (Harding and Newnham, 2015; Trinder et al, 2013)。しかし、一部の研究者は、非常に幼い子どもたちも、コミュニケーションニーズを満たすための年齢に応じた環境やツールを提供されれば、理解し、参加し、意見を述べるができるとしている (Holt, 2018; Macdonald, 2017)。

Macdonald (2017)によるセクション7報告書の分析は、Cafcassの実務担当者がどの程度子どもの視点を理解して評価しているかを理解する上で手がかりとなる。インタビューを受けた子どもたちの大半は、住所(誰と住むか)やコンタクトに関する希望や気持ちを聞かれており、ほとんどの子どもたちの意見はある程度配慮されていた。年齢が上の子どもたちの声、特に強い意見を述べた子どもたちの声は、年齢がより下の子どもたちの声よりも、勧告に影響を与えた。報告書において子どもの意見が提示される方法、子どもの意見の重み、勧告への影響の度合いは、子どもがコンタクトを望んでいるかどうか大きく影響を及ぼした。

子どもたちのコンタクトを希望する声は、ストレートに表現され、勧告にプラスの影響を与え、子どもの福祉にとってコンタクトが有害であるかもしれないという理由で異議が唱えられることはなかった。しかし、子どもたちのコンタクトに反対する声については、たとえ子どもが暴力や虐待の経験から父親に恐怖心を抱いていたとしても、基本的に問題視され、障害のあるものとして扱われていた。「報告書のサンプル全体を通して、コンタクトを推進するために、これらの子どもたちが父親をどのように見ているのかを『調整する』必要があるという強い意識が働いていた」(同書、P.7)。子どもたちの証言(目撃者や直接の被害者としての)は、簡潔で事実に基づいたものであり、子どもたちの情報開示に対する調査や対応は行われず、DAの最も極端で深刻なケースであっても、これらの証言は報告書の勧告では軽視され、無視された。子どもたちが暴力や虐待を訴えているにもかかわらず、子どもと父親の関係を維持・促進することに重点が置かれていることが、サンプル全体に共通していた。

#### 7.4 虐待を受けた被害者/サバイバーの家庭裁判所手続に対する見解と経験

裁判所は、(1) 子どもの福祉、(2) 女性の福祉の観点から、どれだけの犠牲を払うかを問題にしないほど、コンタクトを擁護しているように見えます。.....誰も何を犠牲にしているのかという疑問を持ちません。...彼が娘の父親だから、父親の名の下に私を虐待し、私の生活を可能な限り困難にすることが自由にでき、裁判所はそれを見て、単純に彼は娘の父親であり、彼はコンタクトの権利を持っていると考えるのです。(Bianca) (Coy et al., 2012, p68)

レビューされた研究文献によると、家庭裁判所や専門家の「何が何でもコンタクトを

行う」というアプローチについて、女性達はD Aの文脈では高度に問題のある経験をしており、このアプローチにより、女性はコンタクトについて譲歩しなければならないというかなりの圧力を受けたことが明らかになった (Birchall and Choudhry, 2018; Coy et al, 2012; Thiara and Gill, 2012; Thiara and Harrison, 2016)。母親たちは、子どものコンタクトに関する手続に関わる裁判所や専門家らが、D Aを真剣に受け止めず、軽視し、D Aの力学や影響を理解していないと感じ、そのため、負けそうに感じ、結果を恐れていた (Birchall and Choudhry, 2018; Coy et al., 2012; Thiara and Gill, 2012; Thiara and Harrison, 2016)。さらに、刑事訴訟の証拠や虐待禁止命令の存在は、コンタクトの申立と無関係とみなされることがあり、女性たちは虐待を提起できないことに困惑し、苛立ちを感じていた。(Coy et al, 2015)

(彼の暴力は) コンタクトとは全く関係ないと思われています。このことについて話すことを許されたことはありません。裁判所は、父親の行動や言動については知りたがりません。私が裁判所に行ったときには、彼の子どもたちに会う権利、コンタクトする権利についてはばかりでしたし、彼が子どもたちを精神的に虐待しているのではないかと懸念していると伝えても、裁判所には聞いてもらえませんでした.....彼らが知りたがっているのは、彼がいつ子どもたちに会えるのかということだけです。(Erika) (同書、P.58)

民事裁判所における虐待禁止命令の取り扱われ方が、家庭裁判所における手続に悪影響を及ぼす可能性がある。インタビューに答えたある母親は、虐待禁止命令を申請していた。彼女は、元パートナーが自分に近づかないようにするための接近差止命令を確保する唯一の方法は、彼女に対する交差接近差止命令に同意することだと裁判官に説得された (Coy et al. 2015)。「私に代理人はいなかったので、その結果を理解していませんでしたが、数ヶ月経った今、CAFCASSの認識では、私たちはお互いに悪い人間だということになっています。」(Bianca) (同書、P.65)

調査の結果、Cafcassの実務担当者に対する母親の意見は様々であった。インタビューした一部の女性は、虐待する父親とコンタクトすることで、子どもに影響があるのではないかと懸念をCafcassの担当者が理解してくれたと感じた (Coy et al. 2012)。さらに、Thiara and Gill (2012)がインタビューした女性たちは、Cafcassの職員にD Aに関する見識があり、話を聞く姿勢があり、女性に対して前向きで敬意を払っていた場合、それが彼女たちの経験に大きな違いをもたらし、彼女たちは理解してもらえないと感じるのではなく、支えられていると感じたと報告している。しかし、いくつかの研究では、Cafcassの報告書は、虐待に関する女性の証言や懸念を反映しておらず、虐待を過少評価したり、報告書の中で言及せず、代わりにコンタクトを促すことに重点を置いていることがわかった (Birchall and Choudhry, 2018; Coy et al, 2012; Her Majesty's Inspectorate of Court Administration (HMICA), 2005; Thiara and Gill, 2012)。

調査研究の共通テーマは、女性がD Aの懸念を訴えた際、裁判所や依頼している弁護士を含む専門家が不信感を示し、その不信感が女性に悪影響を与えたことであった。このように女性の経験を正当化しようとしめない姿勢は、自分と子どもが守られるとい

う女性の自信を弱め、女性を貶めたり侮辱したりすることになりうる (APPG on DV, 2016; Birchall and Choudhry, 2018; Coy et al., 2012, 2015; Harrison, 2008; Radford and Hester, 2006; Thiara and Gill, 2012; Thiara and Harrison, 2016)。

私の言うことを弁護士が信じてくれているとは思えませんでした。彼女は「裏付けのない話が多い」と言いましたが、私は「裏付けのある話もあります。それにすべては密室で行われていたのです」と言いました。

彼女は、「まあ、彼はこう言うだろうし、レンガを投げつけられたわけでもないし、目の周りが黒くなったわけでもないでしょ」と言ったのです。(Jessie) (Coy et al., 2012, p41)

Birchall and Choudhry (2018)がインタビューした女性たちは、自分が虐待の申し立てを捏造していないことを証明するために、不当な負担を強いられていると感じていた。「子どもとの接触を拒否することで、元夫に復讐する意地の悪い女性のように扱われていると感じました。」(調査回答者)(同書、P.24; Harrison, 2008も参照)。このように女性の懸念が信じてもらえず、否定された結果、女性たちはBirchall and Choudhry (2018)に対し、子どもとのコンタクトに関連してDVを安全を阻害する要因として提起することさえ、正当な理由なくコンタクトを妨害しようとしていると受け取られ、さらに自分と子どもの虐待の経験は不適格とされたと報告した(Harrison, 2008; Thiara and Harrison, 2016も参照)。多くの研究に参加した女性たちは、コンタクトに関する懸念を提起すると、Cafcassの職員やソーシャルワーカーなどの専門家から、理不尽でコンタクトを妨害するというレッテルを貼られたことに落胆していた(Birchall and Choudhry, 2018; Coy et al, 2012; Harrison, 2008; Thiara and Gill, 2012)。そのため、多くの女性は「子どもを守ることができない圧倒的な無力感」と「元パートナーに法廷に連れ戻されるのではないかという絶え間ない恐怖」を抱えていた(Birchall and Choudhry, 2018, p46)。Thiara and Gill (2012)がインタビューしたアフリカ系カリブ人の女性は、女性が「懸念を提起したり、子どもを守ろうとしたらすると、ほとんど.....犯罪者のように扱われる(AC7)」と感じていた(同書、p51)。Harrison (2008)やBirchall and Choudhry (2018)の研究に参加した女性たちは、子どもたちの暴力的な父親とのコンタクトについて懸念を示すと、神経質になっている、過剰に不安になっている、過剰に反応していると感じさせられたと報告しており、子どもたちの視点が脇に押やられた経験をしている。

Cafcassの報告書には、私は母親として過保護で不安になりすぎていた、とありました。アドバイスは、子どものために両親が仲良くして、過去のことは忘れなさいというものでした。私は、私達の過去の関係について大げさだと言われました。Cafcassの担当者は、元夫の家に銃が保管されているのも問題ないと思っていました。(調査回答者)(Birchall and Choudhry, 2018, p37)

Birchall and Choudhry (2018年)のサンプルに登場する女性たちの間で、もう一つ共通して表現されていたのは、法律家や裁判官から受けた扱いが屈辱的であり、面目を失わされるものであったということだ。

私にとって命がけだったのです。私が彼らに話したこと、つまり真実、正直な真実は、とても屈辱的で、決して認めたくないことです。その中には、彼がやったと認めることや家庭内で行われたことだと、自分でも言う気にさえなれないこともありました。私が受けた扱いは、とても屈辱的で、卑劣で、ショッキングなものでした。彼らは私の人生の些細なことまで掘り下げて、私が嘘をついていると言ったのです。しかし、私が話したことは、作り上げることができないものばかりでした。（フォーカスグループ参加者）（同書、p47）

Thiara and Gill (2012)がインタビューした南アジアやアフリカ系カリブ人の女性の中には、裁判官は自分の経験や世界から切り離された人たちだと考えている人もおり、その中には裁判官は偏った判断をすると感じた人もいます。インタビューを受けた人の大半は、多くの専門家から再び被害を受けたと感じ、「非常に軽蔑され、非常に無視され、あまり聞いてもらえなかった」と述べている。（SA26）」（同書、p122）

しかし、依頼した弁護士、裁判官、Cafcassの職員、ソーシャルワーカーに信頼されていると感じた女性や、裁判官がDAについての見識を持っていた場合や、特に裁判官の継続性がある場合には、自分や子どもへの虐待の影響がコンタクトの決定に考慮されるという自信を持っていた(Coy et al, 2012; Thiara and Gill, 2012)。DAの被害者を無力化する影響について理解している職員にしっかりとサポートされると、女性の法的手続に関する知識や自信は高まった (Coy et al., 2015)。

Coyら (2012, 2015)やBirchall and Choudhry(2018)らの研究調査から浮かび上がったその他の問題は、裁判官が暴力的な父親に同情を示すことや、専門家が魅力的で「最善の振る舞い」をとる虐待の加害者に取り込まれ、操られることに対する女性たちのいらだちであった。そのため、特にソーシャルワーカーは、「『ジギル博士』である男性の主張に説得され、閉ざされたドアの向こうにいるハイド氏の存在を見逃してしまう。」（訳注：『ジギル博士とハイド氏』は二重人格を題材とした小説）（Coy et al, 2012, p58; Birchall and Choudhry, 2018も参照）

Birchall and Choudhryの研究（2018年）に参加した多くの参加者は、裁判所や専門家による母親と父親の間の扱いに差があると認識しており、母親は穏やかで親身になることを期待される一方で、父親の攻撃的な行動は法廷で容認されていたと感じた。

裁判官は...法廷で泣いたり、叫んだり、本を叩きつけていた元夫にとっても同情的だと感じました。一方私は、とても静かにじっとしていました。彼には法廷弁護士がついていて、私には代理人が誰もいなかったにもかかわらず、裁判官は彼が私を怒鳴りつけることを許したのです。裁判官がいる法廷での彼の行動に対する裁判官の言葉は、彼は「感情が高ぶっている」というものでした。彼女（裁判官）は彼の行動を制止せず、弁解したのです。（調査回答者）（同書、p29）

また、女性たちからは、法廷代理人から、DAの申し立てをすると不利になるため申し立てをしないように、また、「気を取り直して」「前に進む」ようにアドバイスを受けたという報告もあった。

最も気になったのは、DAの話題を振ったときの私の法廷代理人の態度です。法廷代理人から、裁判官の機嫌を損ねないよう、DAのことは言わないようにと言われることも多くありました。これ（裁判）は子の処遇を取り決めるためのものであり、結婚生活の破綻について話し合うものではないから、DVの経験は過去のものにするようにと何度も言われました。（調査回答者）（Birchall and Choudhry, 2018, p24; Coy et al.,2021も参照）

研究によると、母親は、裁判所、Cafcass の担当者、父親、あるいは自身の弁護士から、コンタクトの取り決めに合意するように、あるいは調停に出席するようかなりの圧力を受けており、場合によっては、子どもの福祉上の懸念に関する評価なしに、あるいは子どもの意見を聞かずに、調停に出席していると報告されている（Barlow et al, 2017; Harne, 2011; Hunter et al, 2018; Kaganas, 2018）。母親がこうした圧力に抵抗した場合、それは子どもに対する正当な恐怖や懸念から生じたものではなく、子どもへの「制御」や裁判所や専門家に対する「執念深い敵意」であると見なされた（Birchall and Choudhry, 2018; Holt, 2015）。Thiara and Gill (2012)がインタビューした南アジアやアフリカ系カリブ人の女性たちは、男性が何度も信頼を裏切り、実刑判決を受けていても、チャンスを与えるようにCafcassから圧力をかけられていると話し、一般的に父親よりも厳しい扱いを受けたと感じている。

私はすべてのことを試し、コンタクトにさえ同意しましたが、Cafcassは彼にチャンスを与えるべきだと言うのです。裁判所に行くと、私が嘘をついていると言われ、医学的な証拠で虐待を証明する必要があると言われました。Cafcassと弁護士は、私にコンタクトに同意するよう圧力をかけ、彼にチャンスを与えるべきだと言いました。なぜなのでしょう？彼に何度チャンスをあげたらいいのでしょうか？...彼はけっしてコンタクトにこだわりません。彼が何か悪いことをしたとしても、問題とはみなされません。しかし私が何か悪いことをすると、大きな問題として取り上げます。（SA9）（同書、p93）

同セクションで取り上げた研究は、下院内務委員会（2018年）が聴取した証人の証言を裏付けるものであり、DAの被害者の家庭裁判所での手続はトラウマになり、悲惨なものだと表現している。

司法制度を利用することが、被害者にとって逃れようとする虐待行為と同じくらい苦痛になることがあり、司法制度のさまざまな部分が一貫していないために、子どもが危険にさらされることがあるというのは、受け入れがたいことである。（同書、p38）

## 7.5 家庭裁判所の意思決定への参加に関する子どもの意見

家庭裁判所の意思決定への参加に対する子どもの意見に特に焦点を当てた2つの研究として、Holt (2018) のアイルランドの研究とCashmore (2011) のオーストラリアの研究が確認された。さらに、英国の2つの研究では、この問題をより広い視野で検討すべき事項として捉えた（Morrison, 2009; Radford et al, 2011）。これらの4つの研究

では、子どもや若者は、情報を与えられ、コミュニケーションをとり、相談することを望み、話を聞いてもらう権利を強く信じているが、別居後のコンタクトの取り決めが自分の意見だけで決定されるようなことは望んでいないことが示された。<sup>14</sup> 子どもにとっての参加とは、必ずしもコンタクトに関する選択権を持つことではなく、自分の話を聞いてもらい、自分の意見が真剣に考慮されること意味するが、多くの子どもは決定プロセスに参加することを望んでいる (Holt, 2018; Morrison, 2009; Radford et al, 2011)。Morrison (2009) がインタビューした子どもたちは、決定がなされるのは自分たちの生活についてであるため、自分たちの意見は重要であり、その意見が考慮されることでより安全になると感じていた。インタビューの回答者は、子どもに父親との望ましくないコンタクトを「強制」することは、子どもに悪影響を与えると感じていた。

Cashmore (2011) は、係争中の裁判に関わった6歳から18歳までの子どもと若者47人と、そうでない事案の子どもと若者にインタビューを実施した。彼女のオーストラリアに関する研究によると、どちらのグループの子どもたちも、コンタクトの取り決めについてより大きな発言権を持ちたいと望んでいたが、裁判で争う事案の子どもたち、特に暴力や虐待にさらされていたり、親との対立が激しい子どもたちは、このことをより強く望んでいた。子どもたちがコンタクトの取り決めについて自分の意見を述べたいと思う理由には、「そうすることでより多くの情報に基づいた決定がなされ、より良い結果が得られ、より幸せな生活を確保できると信じていること、..... 手続や決定がある程度コントロールすること、.....そして、認識と尊重されるニーズ」が含まれている (同書、p517)。ただし、意見を述べることで、住む場所やコンタクトの取決めで子どもたちがより幸せになることにはつながらない。今回の調査に参加した子どもたちの多くは、取り決めそのものよりも、親との関係の質に大きな関心を寄せていた。インタビューを受けた子どもたちのほとんど (70%) は、住む場所やコンタクトの取り決めについてどうしてほしいかを直接聞かれることにより「難しい立場に立たされる」と回答している。その理由として、親が傷ついたり動揺したりするのではないかと心配したり、深刻な暴力や虐待にさらされている子どもの場合は、自分や非虐待親に影響が及ぶのではないかと懸念している (同書 p518)。とはいえ、この後者の子どもたちは、裁判所の決定に対してもっと発言力を持ちたい、自分の意見が求められたり提示される方法を自分でもっとコントロールしたいと考えていた。このような子どもたちの多くは、個別に代理人を立てたり、調査報告書作成者 (オーストラリアでは Cafcass の担当者に相当) が関与していたにもかかわらず、自分の意見を他人が解釈することを信用していないため、裁判官と直接話がしたいと考えていた。暴力や虐待の疑惑があり長期化した係争中の事件の子どもたちのほとんどは、別居親と親密な関係を築いておらず、親とのコンタクトもほとんどなく、コンタクトを減らしたい、あるいはコンタクトしたくないという希望が裁判所や専門家に受け入れられたときには満足していた。

Holt (2018) のアイルランドに関する研究では、D Aを行う父親との別居後のコンタ

---

<sup>14</sup> この点については、英国、アイルランド、オーストラリアの各研究で大きな相違点は確認されなかった。

クトに関する家庭裁判所の決定に参加することに対する子どもの意見を取り上げた。特にDAを行う母親とのコンタクトに関連した子どもの意見を調査した研究は確認されなかった。この研究に参加した4歳から24歳までの24人の子どもと若者からは、コンタクトに関する決定にどの程度関与したいかについて、さまざまな意見が挙げられた。少数の子どもたちは、決定プロセスへの参加を求められること、特にそれが裁判官との対話を伴うものであることに懸念を示した。しかし、子どもたちの中には、自分で選ぶことができることを歓迎し、「このような選択肢があれば選ぶ」とはっきりと述べる子どもたちもいた。

*私はママと一緒にいたい。パパは私達にお金を払わないといけないし、例えば毎週土曜日に私達に会わなければならない。私達は行きたければ行けばいいし、行きたくなければ行かなければいい。(と私は裁判官に伝えた) 私はただ選びたいだけなの。選択肢が欲しいの。(Rachel, 11) (同書、p469)*

選択肢を持ちたい、あるいは選択肢を持ちたくないという子どもたちの希望が裁判所に尊重されたとき、子どもたちの自尊心、自信、安堵感が表れた。さらに、子どもたちは、意思決定の負担なく、子どもたちの意見に耳を傾け、子どもたちの視点を反映した意思決定がなされることで、ポジティブなメリットを感じていた。

*彼ら(コンタクトセンター)が、私が父に会うのは安全ではないと判断してくれたおかげで、私は楽になりました...彼らがただ私の話を「聞いてくれた」のではなく、実際に私の話を考慮してくれたのだとわかり、とても安心できました。自分でその判断ができたかどうかはわかりません.....自分がその判断をすべきであったとは思いません。(Sara, 11) (同書、p470)*

インタビューを受けた子どもたちや若者の大半は、自分たちの意見が決定的なものになることを期待したり、望んだりしていなかったが、適切に考慮されるべきだと考えていた。

*私は父親という存在をあまり信じていません。父親は役に立たない存在だと思っていますが、それは私たちの経験からです。もしかすると、よい父親も一部いるのかもしれませんが。会うのが子どもにいいと推定するのではなく、きちんと調査をして、子どもたちが父親に会いたいかどうか、きちんと詳細な陳述を得るべきです。彼らは私たちが父親との関係を逃していると思っていたようですが、もともとなかったもの(父との関係)を逃すことができるのでしょうか？私にはそのような経験がもともとないので、失うものは何ともありません。これは特に複雑なことではありません.....もし誰かが耳を傾けていれば、すぐに理解できたはずですが。しかし彼らの出発点が全て間違っていたのです。(Eva, 16) (同書、p47)*

主な批判点は、子どもの意見が評価に反映されているにもかかわらず、子どもたちが、裁判官が報告書の勧告を無視または拒否したと感じている少数のケースについてである。「私たちは彼(父親)と全く一緒に過ごしたくありませんでした。あの人(心理査定員)は(話を)聞いてくれましたが、裁判官は(話を)聞いてくれませんでした。」

(Todd, 7) (同書、p468)

子どもと若者らは、真剣に話を聞いてもらえた時に非常に好意的に受け止めている。「彼ら(コンタクトセンターのスタッフ)は素晴らしかったです。私の話をよく聞いてくれました。父親に会いたいかと聞かれ、会いたくないと答えると、それでいいと言ってくれました。父親に会わせようとするのかと思っていましたが、そうではありませんでした。」 (Eoin 13) (同書、p468)

低年齢の子どもに関しては、Holt (2018) は年齢や成熟度の基準を課すことに反対を唱え、問題は子どもに参加する能力があるかどうかではなく、「子どもの意見を引き出すための方法が適切かどうか、そして...それらの方法が『適切に』実施されたかどうか」であると主張した。(同書、p471) そのため評価者は、幼い子どもたちの意見を引き出す技術と、子どもたちの話を聞き取る能力が必要である。

Holt (2018) がインタビューを行った子どもたちや若者たちは、「沈黙する子ども達の大半は、誰も自分の考えを気にかけてくれないし、まれに意見を求められても耳を傾けてくれないと感じた」ことを明らかにし、彼らは、「コンタクトが子どもの最善の利益になるか、および／または子どもが実際に望んでいることであるという推定」に対し異議を唱えた(同書、p467)。 Holt (2018) は、子どもを家庭裁判所の手続への関わりから守ろうとすることは、「馬が駆け出した後に、馬小屋の扉を閉めることにやや似ており、D Aの領域内での子どもの不可視性という傷にさらなる侮辱を加えている」と結論づけている。(同書、p470)

さらに、必要なのは保護と参加のより適切なバランスであると、Holt (2018) は提起している。そのためには、子どもの最善の利益に関する仮定に基づいて子どもの意見を解釈するのではなく、個々の子どもの固有のニーズ、希望、経験に合わせて、子どもの意見を聞き、子どもに関する意思決定に参加するという子どもの権利を重視し、優先的に実践することが必要である。

## 10 コンタクト命令の執行

コンタクト命令の執行申し立てはまれである。2011年のコンタクト申請のうち、執行申し立ては5%未満であった(Trinder et al. 2013)。しかし、コンタクト命令が執行されていないという認識は、父親団体が懸念を提起したことから、メディアや政策立案者の間で問題視されている。コンタクト命令は同居親に対してのみ執行することができ、裁判所は非同居親にコンタクトを強要する権限を持っていない(Holt, 2018)。

2006年まで、裁判所がコンタクト命令を執行するために利用できる唯一の選択肢は、命令違反を法廷侮辱罪として扱い、罰金や禁固刑を課すことだった。しかし、これらの制裁措置は、子どもに悪影響を与え、子どもと非同居親との関係に悪影響を与える可能性があるという一般的な見解から、ほとんど用いられなかった(Trinder et al., 2013)<sup>3427</sup>。裁判所は子どもの居住地を非同居親の方へ移すこともでき、特に、片親引き離しが認められる場合にそのような措置をしたり、(訳注:同居親方への)居住地指定を停止する命令を通じて移転の脅しをかけることに積極的になってきた(Barnett, 2020)。しかし、この措置も、子どもの福祉に悪影響を及ぼす可能性があるため、最近までは「最終手段の武器」にとどまっていた(Trinder et al., 2013)。

2002年から2005年にかけて行われた政府の協議を経て、2006年の子ども及び養子法(Children and Adoption Act)では、裁判所がコンタクト命令の違反を防止し、違反した命令を行するための新しい方法を導入した。これには、すべてのコンタクト命令に違反した場合の結果について警告する自動通知を添付する、違反した親に無給の労働(社会奉仕)を命じる、あるいは/またはそれと共に、違反した親に対して非同居親の経済的損失の補償金の支払いを命じる、などが含まれる。

コンタクト命令の執行は、特に9章で取り上げたDAの加害者に有利な直接コンタクト命令の数の多さを考慮すると、DAを経験した女性を不利な立場に置くことになる。(Saunders and Barron, 2003)

Hunt and Macleod (2008)のケースファイル研究では、30件の執行事例が取り上げられた。彼らの調査によると、大部分のケースは、命令に違反したというよりも、実行不可能な、あるいは時代遅れの命令に関するものだった。以前の命令を回復させたケースは半分以下であった。このうち10件は、直接のコンタクトが子どもの福祉に深刻な懸念を生じ、あるいは子どもが従うことを拒否したため、裁判所が適切でないと判断した。

---

<sup>3</sup> しかし、A 対 N [1997] 1 FLR 533, CA のケースでは、控訴裁判所は、コンタクト命令に従わない母親に対して引き渡しを支持する姿勢を示した。

Trinder ら (2013) は、イングランドとウェールズにおけるコンタクト実施に関する初めての (そして唯一の) 大規模な研究を行った。この研究では、2012 年に行われた 312 人の子どもが関わる 215 のケースファイルの分析に基づいて、量的および質的データを提供している。その結果、「執念深い敵意」を持った母親の事件はあるものの、その割合は強制執行のケースの中ではごく少数 (4%) であった。それよりもはるかに懸念されるのは、子どもや大人の安全に関する問題であり、63% の事件で執行申立ての段階 (index stage) や執行段階で提起されていた。最も多い懸念は DA であり、執行申立て段階では約半数のケース、執行申立てと執行段階では 3 分の 1 の事件で報告された。これらの懸念が深刻であることは、非同居親に頻繁な警察介入や犯罪歴の頻度が高いことにも反映されている。研究者は、31% のケースを現在のリスク/安全問題に関わるものと分類したが、そのうち最大のカテゴリーは DA (リスクケース 58%) で、次が児童虐待 (46%) であった。事実認定のためのヒアリングが行われたケースはほとんどなかった。

研究者たちは、裁判所が一般的に最も適切なアプローチを採用していると考えていたが、リスク/安全が問題になる事件ではそうではなかった。これらの事件の半数では保護的なアプローチがとられていたが、裁判所はリスクケースの 41% を相互対立事案と「誤読」し、共同養育や和解のアプローチを適用したようだ。さらに、8% のリスクケースでは裁判所は執念深い敵意事案とみなし、コンタクト命令の執行を命じるか、子どもの居住地の移転 (訳者注: 他方親への引き渡し) を検討した。その結果、リスクの高いケースの 44.4% で、保護措置が非常に不十分、あるいは不適切にしか行われていなかった。例えば、リスクの高いケースの当事者を調停や個人自立手当 (PIP) に行かせたり、監視なしのコンタクトの命令を出したり、DA 加害者プログラム (DAPP) へ行かせたり出席させないなどの事態を招いた。

年長の子どもたちの意見は、結果を決定づけるものではないものの影響力を持っており、年長の子どもたちが虐待をしている父親とのコンタクトをすべて、または大幅に拒否していた場合、裁判所はコンタクトを止めたり、減らしたりしたケースもあった。しかし、DA を伴うハイリスクの事件で父親が求めるコンタクトに対する子どもの反対が無視された事件もあった。研究者は、「コンタクトの推定の強さが、裁判所の注意を効果的なリスクの評価と管理からそらしているように見える」と結論づけている (同書、p63)。

以上